

.....
平成14年 第4回 12月(定例)中間市議会会議録(第3日)

平成14年12月9日(月曜日)

.....
議事日程(第3号)

平成14年12月9日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第48号議案 平成14年度中間市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 第49号議案 平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)
- 日程第 4 第50号議案 平成14年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 第51号議案 平成14年度中間市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 第52号議案 平成14年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- (日程第2~第6 質疑・委員会付託)
- 日程第 7 第53号議案 中間市出張所設置条例及び中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第57号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第59号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第60号議案 中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- (日程第7~第10 質疑・討論・採決)
- 日程第11 第54号議案 中間市職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第55号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 第58号議案 中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例及び中間市中央公民館条例の一部を改正する条例
- (日程第11~第13 質疑・委員会付託)
- 日程第14 第56号議案 中間市国民年金印紙売りさばき基金条例を廃止する条例
- (日程第14 質疑・討論・採決)
- 日程第15 第61号議案 中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例
- (日程第15 質疑・委員会付託)
- 日程第16 第62号議案 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第17 第63号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町

村数の増減について

日程第 18 第 64 号議案 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減
について

(日程第 16 ~ 第 18 質疑・討論・採決)

日程第 19 請願第 4 号 特定地域開発就労事業に関する請願

(日程第 19 趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第 20 請願第 5 号 国民健康保険税引き上げの中止を求める請願

(日程第 20 趣旨説明・質疑・委員会付託)

日程第 21 請願第 6 号 精神障害者活動拠点(コロニー)の建設に対する請願

(日程第 21 趣旨説明省略・質疑・委員会付託)

日程第 22 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1 番 岩崎 三次君	2 番 中家多恵子君
3 番 井上 久雄君	4 番 植本 種實君
5 番 山本 慎悟君	6 番 野村 重利君
7 番 山本 貴雅君	8 番 宮下 寛君
9 番 青木 孝子君	10 番 久好 勝利君
11 番 佐々木正義君	12 番 堀田 英雄君
13 番 福田 一則君	14 番 山之内 智君
15 番 香川 実君	16 番 古野 嘉久君
17 番 岩崎 悟君	19 番 上村 武郎君
20 番	21 番 片岡 誠二君
22 番 米満 一彦君	23 番 穴井光午郎君
24 番 杉原 茂雄君	

欠席議員(1名)

18 番 須本 武雄君

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	・	・	・	・	大島	忠義君	助役	・	・	・	・	・	松下	俊男君
収入役	・	・	・	・	藤井	紅三君	教育長	・	・	・	・	・	船津	春美君
総務部長	・	・	・	・	上田	献治君	市民経済部長	・	・	・	・	・	貞末	伸作君
民生部長	・	・	・	・	勝原	直輝君	建設部長	・	・	・	・	・	中木	陞君
教育部長	・	・	・	・	工藤	輝久君	水道局長	・	・	・	・	・	小南	哲雄君
市立病院事務長	・	・	・	・	田中	茂徳君	消防長	・	・	・	・	・	中村	忠雄君
合併問題対策室長	・	・	・	・	・	・	村田	育男君	谷川	博君	行徳	幸弘君	牧野	修二君
地域総合福祉会館館長	・	・	・	・	・	・	企画課長	・	・	・	・	・	・	・
秘書課長	・	・	・	・	白尾	啓介君	財政課長	・	・	・	・	・	・	・
総務課長	・	・	・	・	鳥井	政昭君	契約課長	・	・	・	・	・	・	・
契約課長	・	・	・	・	舟越	義光君	明るい街づくり推進室長	・	・	・	・	・	・	千々和秀隆君
市民課長	・	・	・	・	井上	敏幸君	健康増進課長	・	・	・	・	・	・	柴田 芳夫君
社会福祉課長	・	・	・	・	伊東	久文君	介護保険課長	・	・	・	・	・	・	是永 勝敏君
管理課長	・	・	・	・	柎野	広行君	下水道課長	・	・	・	・	・	・	須澤 広則君
生涯学習課長	・	・	・	・	津田	正人君	指導課長	・	・	・	・	・	・	加賀 利男君
中央公民館長	・	・	・	・	西脇末次郎君	営業課長	・	・	・	・	・	・	・	原田 慶雄君

事務局出席職員職氏名

局長	岡部	数敏君	次長	渡辺	恭男君
書記	赤木	良一君	書記	末廣	誠君
.....					

午前10時00分開議

議長（岩崎 三次君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いします。

.....

日程第1 一般質問

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

私は、来年4月から実施される障害者の支援費制度など3項目について一般質問を行います。

まず、第1の障害者支援費制度についてでございます。

障害者福祉制度が来年4月から大きく変わり、障害のある人が利用しているサービスが、措置制度から申請、認定、支援費の支給という制度に変わります。身体や知的障害を持った人が中間市には2,410名です。そのうち、施設あるいは施設入居や作業所に通っている人たちは114名です。制度実施の直前の今日も、その制度の問題点や不十分さが依然指摘されており、本日の西日本新聞でも大きく取り上げられております。10月から開始されている支給申請の手続でも、他の自治体では現行サービスの利用者のみへ通知するなど、深刻な事態等が明らかになっております。多くの問題と課題が取り残されている障害者支援費制度の進捗状況を、まずお尋ねいたします。

次に、2番目の市有財産等の管理問題について質問をいたします。

私は、これまで過去24年間の市議会議員活動の中で、この席上において、旧寿地域開発に伴う市道21号線建設問題に代表されるように、市の財産管理が極めてずさんなことを事実に基づいて幾度も指摘してまいりました。無断使用されながらも、私に指摘されると、市有地を代替地として提供するなどして、常識的には考えられないことがまかり通ってまいりました。

先月11月にも、中間市の財産管理が極めてずさんな状態であることが露呈しております。岩瀬1丁目地内の市有地です。私はこの問題については、平成元年、1989年12月議会でもただしています。当時、公共工事指名業者のK建設会社が公有地を不法に無断占拠、確認申請もせず不法な建築物を事務所とし、中間市の指名業者に認定され、公共工事を請け負い、例えば昭和62年度には、市の主要施策表によると600万円の事業をしていま

す。平成元年の本会議の席で、当時の木曾市長に対し私は、次のように質問しています。

市政に対して、管理課にお尋ねしますが、公民館の横のK建設会社の問題は解決していますかと尋ねて、管財課長は、公民館横の件でございますが、これは昭和60年11月1日に払い下げの契約を行っております。その後、この会社の都合によりまして、年賦ということでございましたので、年賦が契約によって行われてはいますが、非常に滞っているところでございますと、当時の吉田管財課長が答弁されております。

その当時、私が、地方行政とは地方自治法に基づいて行政を行わなければならないとただし、施策の是正、改善を求めたときに、私への答弁として、木曾市長は次のように述べられました。もちろんであります、あなたは業者の便宜を図っているとおっしゃいますが、そういう事実はありません。それと同時に、聞くところによりますと、少し力み過ぎのようでございますので、私どもにお任せ願いたいと思いと、当時木曾市長は私におっしゃられました。市長の言葉を信頼してお任せしたら、何の手だても打たず、わかっているだけで15年がたちました。

この市有地、公有地に、K建設会社から、今日では、平成8年、T総合建設会社と変わってしまいました。15年前に警告してはいたのに、T建設も市有地を無断で占拠、不法建築の状況で、指名業者として中間市の公共工事をしております。随意契約は130万円以下ですので、私は存じませんが、12年度だけでも落札した金額の中から拾ってみました。12年度は1,540万、13年度は2,350万円、14年度現在で3,704万4,000円の仕事をしています。是正を図ることを約束しておきながら、この件だけでも私が指摘するまで放置しているのです。

これは、一つは、市の指名業者の資格にかかわる問題。二つ目は、市有財産の管理が問われ、ずさんさが指摘されなければなりません。三つ目は、公務員としての資質の問題。公務員は、その要職を全うするためには、市民の財産、生命の安全を守ることを最低の基準にしなければならないことは、私が改めて今さら申し上げるまでもないことであります。そして、その管理と全体の責任を負わなければならないのが、その自治体の長、現在では大島市長です。市長の明確なご答弁をお願いいたします。

3番目の質問は、執行姿勢についてでございます。

公共工事に絡む議員や自治体トップの犯罪が後を絶たず、設計価格を事前に漏らしたり、入札の不正介入など、毎日新聞紙上をにぎわしているのがご存じのとおりです。談合で上限すれすれで落札されることは、それだけ市民の税金のむだ遣いをすることであり、その行為は犯罪という認識を持ってもらいたいものです。中間市の13年度、そしてまた14年度における入札件数や予定価格、落札率や、さらには入札情報漏えい疑惑が持たれないための改善策を、市長はどのようにとられておられるのかお尋ねして、私の1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。中家多恵子議員の障害者の支援費制度についてお答えをいたします。

さきに山本貴雅議員のご質問で、支援費制度の仕組み等につきましてはお答えをいたしておりますが、議員お尋ねの利用者への説明など進捗状況についてお答えをいたします。

11月に、施設に入所中の方やサービス利用者を対象とした説明会を3回開きました。いずれも、利用者はもちろん家族など、多数の方が出席をされたところでございます。

また、今後のスケジュールといたしましては、広報紙での周知を初め、中間市で作成しました支援費制度の仕組み並びに障害者サービスの紹介を兼ねましたパンフレットを来年2月に全戸配付をいたしまして、制度の周知徹底と障害者啓発を予定をしているところでございます。

12月2日から既に申請の受け付けを開始をしておりますが、さらなるきめ細かな福祉サービスの充実を図りたいと考えております。

いずれにいたしましても、平成15年4月から新しい制度に変わりますことから、来年3月までの間、対象者の方々を初め、家族の方々や関係団体への周知の徹底を図ってまいり所存であります。

次に、中間市の公共工事指名業者が長年にわたって市有地を無断で不法に占有し、さらに不法建築をしていることが発覚したが、市有地の管理等についてお尋ねしますとの質問についてお答えをいたします。

市有地は行政財産と普通財産に区分をされており、行政財産は、行政執行上の目的に沿って公用または公共用に供し、また、供することとなっている財産でございます。例えて申し上げますと、庁舎、中央公民館、体育文化センター等が該当をいたします。

普通財産は、行政財産以外の公有財産で、原則といたしましては、現在では確定できない、将来の行政需要に対応するため一時的に取得している財産や事業目的で取得し、事業が完了後の未利用地として残った財産で民法の適用を受け、維持管理や処分を行うべき性質のものであります。この普通財産の管理運営につきましては、まず適切な管理運営をするとともに、将来とも未利用地については、価格公示方式や一般競争入札方式で売却をし、財政負担の軽減に努めていきたいと考えております。また、普通財産の貸し付けにつきましては、長期的には、公共事業等で立ち退きを余儀なくされた方々に住宅用地として貸し付けている物件と、短期的なものについては、公共事業施工のため、各事業課からの依頼により、現場近くの市有地に資材置き場、あるいは事務所の設置等の目的で一時的に貸し付けている物件がございます。

議員ご指摘の、指名業者が長年にわたって市有地を無断で不法に占有し、事務所を不法

に建築しているとの件につきましては、ご指摘を受けた後、直ちに土地台帳や登記簿等をもとに、現地調査や代表者から事情を聴取するなどの調査をした結果、市有地であることは事実でありました。また、事務所は平成8年に個人売買により取得したとのことでありました。この結果を踏まえ、土地の譲渡や使用料については事務所の所有者と話し合いを行いまして、使用開始の平成8年から土地の貸付料を遡及して納めていただき、また、使用土地については本年11月末日をもって土地売買契約の締結をいたしております。

なお、今後はこのようなご指摘を受けることのないように、定期的な現況調査を行うなど、適正な市有地の管理運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、公共工事に絡む議員や自治体のトップの犯罪が後を絶たず、入札の不正介入など報道されているが、中間市の13年度、14年度現在までの入札件数と予定価格と契約金額、落札率95%以上の落札件数と契約金額、入札情報漏えい疑惑等が持たれないための改善策のお尋ねについてお答えをいたします。

まず、平成13年度の入札執行件数につきましては138件で、予定価格の合計金額は26億9,202万1,000円、契約金額の合計金額は25億5,174万6,000円でございます。その平均落札率は95.02%となっております。また、平成14年度につきましては、11月末現在までの入札執行件数は131件で、予定価格の合計金額は22億8,486万5,000円、契約金額の合計金額は22億1,010万9,000円でございます。その平均落札率は94.73%となっております。

次に、95%以上の落札件数と契約金額につきましては、平成13年度は68件の10億7,315万7,000円で、平成14年度は82件の18億1,187万円となっております。

最後に、入札情報漏えい疑惑等が持たれないための改善策につきましては、平成13年4月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されたことから、中間市におきましても入札及び契約制度の改善に取り組んでいるところであります。

この適正化法は、国、特殊法人及び地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札及び契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発展を図ることを目的とし、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為排除の徹底などの基本原則を明示し、入札及び契約制度の適正化を図るものでございます。

中間市におきましても、この趣旨を踏まえて、平成13年4月に、予定価格の事後公表、公共工事の発注見通し及び契約状況情報などの公表を行い、同年10月には、指名登録業者の格付基準、指名基準及び格付などの公表を実施をいたしました。本年4月には、工事完成保証人制度及び現場説明会等の廃止、公共工事標準請負契約約款の導入、8月には、予定価格の事前公表、工事内訳書の提出の義務づけ、指名業者の事前公表の廃止、また10月には、指名競争入札参加者資格及び指名審査要綱の一部改正、登録業者の市内営業所の実態調査などを行い、適正化に努めているところでございます。

今後とも公共工事の入札及び契約制度の改善を図り、適正で効率的な公共工事の執行を推進していきたいと考えております。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

今答弁をいただきまして、支援費制度については、私自身が民生常任委員会にも所属しておりますので、これからずっと質問させていただきたいし、弱者に財政難のしわ寄せをさせないような、きちっとした制度としてしていただきたいと思いますので、本会議上での質問はこれにとどめさせていただきますけれども。

この市有財産の管理のことでお尋ねいたしますが、私、木曾市長のとき、さきにも今質問いたしましたけれども、これが会議録の控えですが、今日の建設業者の、以前、K建設業者とは60年11月1日に払い下げの契約を行っておりますということですが、このことについてですが、払い下げを行っておれば登記簿謄本等に載っていなければならないと思いますが、私がとった謄本によりますと市有地のままだったということは、どういうことでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

中木建設部長。

建設部長（中木 陸君）

お答えいたします。

払い下げ事務は行われておりません。そのまま市有地のままで残っております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

払い下げ事務が行われてなかったということは、私に対して議会答弁は嘘をつかれたということになりますよね。

議長（岩崎 三次君）

中木建設部長。

建設部長（中木 陸君）

過去の経緯につきまして私は承知はしておりませんが、話が成立しなかったんじゃないかと考えております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

もう少し大きな声で言っていたかかないとマイクに入りませんので。過去の経緯についてまで調べるのが市の仕事ではないでしょうか。今回、私の指摘によってわかったわけですから、私はその市有財産を守るために、木曾市長に力み過ぎとると言われてましても、一貫して、過去に私が質問したこと、そういうことが、そのときには検討してるという答弁だが、果たして検討して、誠実に市民のための施策をやってこられたかどうかは、私なりに検討してきてるわけです。

そういうことで、今回、お任せしてたら、何と、このゼンリンの地図に、過去はK建設、今はT建設、ずっと載ってるわけですよ、このゼンリンの地図にですね。ですから、過去の業者についても、きちっと調査すべきじゃないですか。そしてまた、今の業者との話し合いをして、買ってもらったから、慌てて、それで済むという問題じゃないと思います。過去の業者についての取り交わしがあるはずですから。

議長（岩崎 三次君）

中木建設部長。

建設部長（中木 陸君）

過去の経緯につきましては、また事後も調査をさせていただきます。まことにこのたびこのような不祥事が起きまして、私どもは申しわけなく思っております。それで、議員から指摘がございましたので、直ちに私としましては、誠意を示すということはおかしゅうございますが、驚いて直ちに対応いたしまして、解決を図ろうと考えたわけでございます。そういうことでございます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

過去の経緯を、過去、私が質問したとき、この土地はおかしいですよということを、この平成元年のときに質問したら、また再度お話ししますが、ちゃんと当時の課長は、60年の11月1日に払い下げの契約を行っておりますと、そういうふうに答弁されてるわけですから。払い下げの契約をしてた、破棄した、そういう書類は役所にはないといけないと思いますよ。そういう問題を起こした業者が、年賦払いが滞っておったと、そしていつの間にか出ていった。市はきちっとしとかないといけないことじゃないですか。市はただ黙認してたんですか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

平成元年ということでございまして、いろいろと当時の状況もあるとは思いますが、改めて精査をさせていただいて議員の方にご報告をすると、こういうことにしたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（ 2 番 中家多恵子君）

過去、過去については本当、それはもう無法地帯であり、無法中間市なんですよ。法律に基づいた法治国家でありながら、この中間市には法律が通らないようなことがあったということは、皆さん、市民も含めてご存じだと思います。しかし今、本当、大島市長は負の部分を抱えて市長になられて、それを改めようと思って全力挙げてるわけなんですよ。そしたら今回の件、担当の職員にしてみれば、直ちに業者と話して何とかしなければならぬという一つの努力は、あってはならないことだけど、私は認めるわけですよ。あってはならないことで、全面的に認めたわけじゃないんで。しかし、新しい市長のもとで、そしてまた、本来やるべきことは、この土地について、直ちにこの建設業者を、対して撤去しなさいと、更地にしなさいと、それがなぜできなかったんですか。されたんですか。

議長（岩崎 三次君）

中木建設部長。

建設部長（中木 陸君）

厳しく厳重に抗議を申し入れました。そして、事情を聴取しましたところ、建設した業者ではなく、建物を建てた業者ではございませんで、市長の答弁にもございましたが、個人売買で購入をしたということでもございましたので、現実的な解決策としてはどういったことがあるかを検討させていただきました。その結果、まず土地代につきましても、平成 8 年から使っておったということでもございますので、その 8 年に遡及しまして支払っていただくように求めまして、そして土地についても直ちに、これは普通財産でございますので、いずれこの土地が、仮に更地でございましても処分の対象になる土地でございます。それで、過去の経緯も議員さんおっしゃってありましたけど、どのような解決策をとるかと思えますと、今現在としまして、私としましては、市としましては、現実的な解決策を考えたところでございます。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（ 2 番 中家多恵子君）

現実的な解決策を考えたと言えば、この例が、例えば市内にこういう不法な関係の土地や不法建築物がこれ以外にあるやもしれませんよね。そうしたときに、そしてまた、今回のこの解決方法でいくなれば、中間市に行けばあそこに土地があると。そして、あるいは市民が、あそこにどうも空き地があるから、あそこにちょっと物を建てたり、占有、占拠しておけば、市は許してくれるだろうと。これだったらごね得ですよ。ですから、私は厳しくもない、当たり前のことです。更地にして、そして入札公募するとか、そういう形、

そして市有地のまま置くとか、そういうことがなぜとれなかったのか。

私が、11月の半ばだったですよ、このことをどうもおかしいんじゃないですか、市の土地、市は貸してるんですかと言ったら、いや、そうじゃなかったということで慌てられて、私、謄本とってますが、もうこの現在の業者の以前は市有地のままだから、この当時、平成元年の12月に、私に払い下げをしてますなんて、これも全く文書として取り交わしもしてない。そして、契約を行ってたら、契約を破棄してるものがないといけないけれども、契約をしてるのもうそだった、破棄もしてない、破棄という状態もない。そして、ただこういう問題のところでありながら、担当課はそのまま見て見ぬふりをして、今の業者に売買勝手にされてる。ですから、私は厳しいと、こういう言葉ありました、ごく当たり前として、この土地は更地にして、きちっとした市の管理をしない限り、中間市にはまだたくさんさんの公有地があるんじゃないんですか。

こういうふうに、それでは、見つかったから、例えば今回私の関係ですが、見つかったから、直ちにその占拠してた人間に売った。そういうところが何件ありますか。何平米あるんでしょうか。そういうことを、今回のことだけではないと思いますが、そういう記録があるんじゃないかと思いますが、そういうときに、売るときの金額はどういう形で決められてるのかですね。占拠した人間に対して、そういう処置をされてるんじゃないかと思うんですよ。今の件もそうですから。お答え願います。

議長（岩崎 三次君）

中木建設部長。

建設部長（中木 陸君）

件数については把握はしておりませんが、まず価格でございますが、近隣の売買事例地から比準いたしまして算出をいたしております。そして、今議員ご指摘のとおり、境界が、非常に土地の境界は不明確な部分がございます。それで、調査をいたしまして発見いたしますと、それが必要な土地であれば、もちろんお返しいただくようお願いをいたします。抗議もいたします。そして、それが不要地でございましたら買い取りを求める、そういった形で処置を行っております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

建築物も以前の業者のままの建物ですか。

議長（岩崎 三次君）

中木建設部長。

建設部長（中木 陸君）

一部扱っているというふうに聞いております。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

ここに占拠しているのは建設総合会社なんですよ、一部扱っているのは、私も現地を何度も見に行きました。私の目ではわからないから、専門家の方にも見ていただきました。そうすると、確認申請等々があると思いますし、固定資産税の関係だって不動産にあるんですが、確認申請をするためにはどのようなことでなければならぬか、建築課長でもお答えしていただきたいし。また、税務課の課長にお尋ねいたしますが、税務課もやはり日ごろから市内を歩いて、そういう建築物があるんじゃないかというような調査していって思うんですよ。これだけの大きな堂々とした建物を建てて占拠して、見過ごすということはあり得ないと思いますが、これだったらまた怠慢ですよ。そのあたり、税務課長お尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

私の方から税のことについてお答えさせていただきます。

当該物件については、議員ご指摘のとおり、まことに遺憾なことですが、課税客体としての把握をいたしておりませんでした。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

一般市民というのは、善良な市民、当たり前自分のところがこれだけ増築するといえ、きちっと申請してるんですよ。強い者には弱い、弱い者には、善良な市民には本当強く出てるといふか、それが行政のような姿になるんです、過去の行政。それをすぐには断ち切れないかもわからないけど、そのために努力をしていただきたいわけですよ。ですから、今回の事件というのは、その分かれ目と思うんですよ。

今までの過去の市政は、そういう無法なことでも何でも通してた。この席上に皆さんはまだいらっしやらない時代ですけども、それはもう想像もつかないようなことを平気でやっておったわけですよ。そして、その流れがこのままでしょう。そして、契約をしておりましたと言うて、K建設会社からTになった。契約もしてない、TになったらTになって、そのままKのところから放置したままの現在の状況ですから。やっぱり今の事件は元に戻す、そこに市民の信頼を取り戻せる。明るい街づくり課をつくっても、こういうことが片方で許されたんじゃ、市民はたまりませんよ。市長、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

税のことについて、もう一度つけ加えさせていただきます。

確かに増改築等を含めまして、職員は市内を見て回ってる。当然、所有者の方から届け出等、例えば建築確認書とか、そういうのが回ってくると、自然に客体として把握ができるわけですが、今度の場合はそういうこともちょっとなかったようでございます。

そういうことで、この物件が非木造ということでございますので、市の方で直接査定いたしません。今県の方に調査依頼をしておりますので、この査定が終わり次第、所有者の方とは詰めていくということで話になっております。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

質問が前後しますけれども、役所の方に公共工事の仕事をしたいという業者は、1年間でどれくらい申請されているんですか。指名審査の方にお届けになられて、お認めになられてるんですか。

議長（岩崎 三次君）

舟越契約課長。

契約課長（舟越 義光君）

お答えいたします。

平成14年度の建設業登録業者数は、市内業者及び準市内業者合わせて218社でございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

さきの13年度の答弁にもありましたけれども、この落札、そういう入札に参加する業者が139件でしたか。そして、今おっしゃられました200何件ですね。そうした中でもこの業者は、このような無法なことをやっても毎年市の仕事がしてこられた。そして、市有地で堂々と張って、ことしが3,700万円からの仕事をしてる。

助役にお尋ねしますが、市の指名業者の審査会は、こうしたところはチェックしないんでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

松下助役。

助役（松下 俊男君）

一応私どもに、審査会の方に上がってまいりますのは、担当課が精査した中で、そういう関係業者が上がってまいります。そういう中で、問題点等々があれば私どもも十分審査する

わけでございますが、今回の業者につきましては、そういうふうな問題点の指摘等々、提起等々ございませんので、私どもも気がつかずに過ごしたというのが現状でございます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

指名審査委員会の長は助役になられて、そして各幹部職員の方で構成されてるんですから、やはり・・前にも私はこういうことを取り上げてやってるわけですよ。ですから、そしてまた、市長も今後はこのようなことがないようにと言われてますけれども、この場限りであってほしくないわけです。絶対やってほしくないんです。今回の事件で、答弁のときは、私はその書類を見ることできないから、契約をしてますとか、ただ契約をしてたんだったら、契約破棄があるわけですよ。全くなくて、この今の岩瀬、昔の寿ですか、その土地というのは、昭和5年くらいまでは他人の方でしたが、それ以後は市の土地になってると思いますよ、私の書類から見ますとね。

そこで、本当、見つければ金を払えば済むという悪例をつくってはなりませんし、日本は法治国家です。法に基づくべきですし、ばれたらお金を払うというような無法地帯は今後絶対つくってほしくありません。再度再度ていう、再々度で言いますが、今回の処理を改めるべきです、検討していただきたいと思います。

私は、力の強い人間には弱く、善良な市民には厳しく取り立てる、固定資産税も厳しい中で皆さんお支払いしてます。しかし、21階建てのあの1億4,000何百万もの今日までの滞納、それに対してもきちとした態度で臨んでほしい。リストラがあって職場を追われて、ローンも残っており、あるいは家を手放さなければならない方たちが、この中間市にもたくさんいらっしゃるわけです。そしてまた、いつか家を建てれば、そういう希望を持って暮らしてても、今の不安な世情の中ではそれさえかなえられない。そういう中で、一部の不屈者が公有地を舞台に、市民の税金の公共事業を平然としてるということでは、私は誠実な仕事をしてるかどうかが疑います。

市民の信頼を取り戻してほしいのが大島市政です、私言います。市民に優しく、そして弱者にも優しい、そういう市政というのは、勇気を持たなければなりません。いいかげんな態度で行政の仕事をしてほしくありません。法に基づいた仕事、原則を守っていただきたい、そういうことです。

それから、この市有地について、今そういう見つけてから、買ってもらったというところはわからないということですが、さらに関連の課とお話して、そういうのがどれだけあったか、後日教えていただきたいと思います。今回の件だけではないと思うんですよ。市有地の管理の点検を徹底させてほしい。再度言いますが、信頼を取り戻してほしいんです。

それから、入札漏えい等々について努力をされてるということで、改善策をずっと打ち

出されておるわけですが、私の調べたところによりますと、予定価格の発表後も99.3%とか、そういう落札率であるかと思えば、そういうのに対して何か疑問も感じます。この厳しい競争の今のこの世情、世の中の中で、99.3%で5,000万以上の金額のものが落札されていったり、98とか、97%ですね。

それと、それからお尋ねいたしますが、最低制限価格率の決定はどうして決めるんですか、教えてください。

議長（岩崎 三次君）

舟越契約課長。

契約課長（舟越 義光君）

本年の4月から11月まで130万以上の建設工事については、99件の入札執行をしたわけですが、これは、財務規則の最低制限価格につきましては、財務規則96条、8割以上に定めて最低制限価格を設けるという形になっておりますので、一応財務規則に従った中で事務処理を行っているところでございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

そしたら、今予定価格を発表してますから、事業者には積算価格を積み上げたものの、そういうものが出てるんでしょう。積算価格をきちっと、この工事は予定価格はこれ、あれですが、何百万ですが、この何百万になるためには、こうしてこうしてこうして細かく数字を拾わしたのものも出させてるわけですね、いかがですか。

議長（岩崎 三次君）

舟越契約課長。

契約課長（舟越 義光君）

今年の8月、予定価格の事前公表に伴いまして、入札執行時には各業者の方から入札内訳書、今言う積算基礎ですね、それを提出いただいております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

積算基礎を出してもらうということは、何百もの数字、金額が積み重なったものですよ。そうですね。そうすると、今度はぴたり当たるということはありませんよね。

議長（岩崎 三次君）

舟越契約課長。

契約課長（舟越 義光君）

平成13年の4月から適正化法が施行されましたことによりまして、予定価格の事後公表をしてまいりましたが、本年8月から事前公表を実施したわけでございます。これから過去の経緯をかんがみれば、おのずから最低制限価格8割ということで財務規則を定めておりますので、推測は可能かと思われませんが。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

今、推測は可能ということですが、財務規則で8割というのは私も知っています。しかし、それはその都度その都度の事業によって8割なのか、8.1なのか、8.2なのか、そういうもろもろがあると思いますが、いかがですか。

議長（岩崎 三次君）

舟越契約課長。

契約課長（舟越 義光君）

お答えいたします。

議員が言われるとおり、固定はいたしておりません。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

最低制限価格というのは、どなたとどなたでもって知り得る範囲なんでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

舟越契約課長。

契約課長（舟越 義光君）

予定価格調書につきましては、予定価格金額、また最低制限価格金額はあるわけですが、この額については、私が決定した中で工期の伺いと同時に決裁をいただいております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

そしたら数名しか知り得ないということですね。大事なことですから。

議長（岩崎 三次君）

舟越契約課長。

契約課長（舟越 義光君）

はい、議員が言われるとおりでございます。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

さきのことから、長崎市議会の積算基礎が、最低制限価格がぴたりとか、100円違いとか、そういう情報は新聞で報道されて、皆さんご存じと思いますが、中間でもあったんじゃないでしょうか、ことしになって。

議長（岩崎 三次君）

舟越契約課長。

契約課長（舟越 義光君）

平成14年度におきましては、過去3回、3件ですね、入札執行3件同価格ということがありました。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

今契約課の課長が、平成14年度ですか、3件既にあったということですよ。私はどう考えても、私も建設常任委員会にいませんので、どんな積算基礎があるのかなと思って業者の方なんかにもちょっと見せていただいたら、これはとても最低制限価格を150円とか何円とかは、そこまで当てられることはとても、そういう人にお目見えしたんだったら、宝くじでも買ってほしいなと思いました。宝くじに当たるよりか、確率がこれは難しいと思うんですよ。天文学的な確率なんですよ。天文学的な確率が、この中間市の業者の中で3業者もいらっしまったということは、私は市民の皆さんからすれば、不思議だな、大丈夫かなと、そういう不透明な物の見方と見られたくないわけです。

ですから、さらに公共工事の仕事というのは、5%下げれば、それだけ市民の福祉にお金も回ってくるんです。高どまりでやられれば、この財政が厳しいのに、なお大変になっていくんです。市民福祉は削って削っていきながら、公共工事は高どまり高どまりでいく。あるときは天文学的な数字でぴたりと当てられてるといふ、このことも市民の疑問を、どうしてるんだろうかなという疑問を払拭するために、大島市長はさらなる改革をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

先ほどからいろんなご指摘をいただいておりますけれども、まさに中間市の市政を預かっているわけございまして、その基本は何といても公平でない、そういう気持ちで、

これからも市の市政というものを改革をしていきたいと思っております。この予定価格なり、あるいは制限価格の公表等々いたしましても、ことし、今回初めて、いろんな他の地方自治体含めて中間市もやらないかんといい、そういうこともございまして、ちょうど今どうしようかという議論の最中でも、実は正直申し上げましてでございます。したがって、今全体の流れを見てるちゅうのが正直なところでございますので、来年の3月いっぱい、いろんなものを総合的に判断をしながら、最低制限価格も含めて今後どうするかというものは考えさせていただきたいと、今ちょっと様子を見てるちゅうところでございます。

それから、例の固定資産税の減免の問題も、決してそれを放置をしてるちゅうことでは決してございまして、よりいい中身で解決できればということで、今話し合いもしてる最中でございますので、追って公表できるんじゃないかなと思っておりますので、いましばらく待っていただきたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

中家多恵子さん。

議員（2番 中家多恵子君）

藤田市政から大島市政にかわれまして、市民の皆さんはもう建物は要らないと、住んでよかったと実感できる中間市をつくりたいと、そういう思いでもって、そしてまた、市長自身もすばらしい公約を掲げて当選され、市民はそれを物すごく期待してるわけです。市民の期待を裏切ることのないように、掲げられた公約を実現していくための、やはりここに書かれてます、不安から安心へ流れを変えますと、暴力追放と公共工事の不正をなくしますという、市長の私はこの公約をいつも見てるんですが、本当にこの中間に住んで、この中間の町を誇れる町にみんなでしなければならぬ。そのためには、行政の方が先頭に立ってもらわなければならぬですね。当たり前のことをやってほしいわけです。法律に基づいた当たり前のことをしていただきたい。暗いイメージばかりが中間市にあってはならないと思います。

12月の10日には、ここにいる同僚議員の山本議員が襲われた事件、そして私は、1989年、自宅を放火されました。現職の議員で二人もこういう事件に巻き込まれている、やられた例というのは、ほかに例がないと思うんです。市民が安心して暮らせる市政にするために、勇気を持って全職員の方が仕事をしていただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

この際、暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

.....

午前10時57分再開

議長（岩崎 三次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、古野嘉久君。

議員（16番 古野 嘉久君）

清風会の古野嘉久です。通告に従いまして一般質問をいたします。

平成14年3月議会において、行政改革についての私の質問の中で、市長は明るい街づくり推進室の設置に向けての準備であり、その主な業務は、防犯や青少年の対策に関する相談窓口として関係機関との連絡調整事業が主なものであるとの回答であったが、現在設置されております明るい街推進課の職員も配置され業務が行われておりますが、1点目は、現在の主な業務と関係機関とのものは何かをお伺いいたしたいと思います。

2点目は、連絡調整業務とは何かお伺いいたします。

3点目は、現在の職員の配置と職務内容についてお伺いいたします。

以上の件につきまして、市長の所見をお伺いいたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

古野嘉久議員の明るい街づくり推進室の主な業務の関係機関、また連絡調整業務、現在の職員の人員と職務内容についてお答えをいたします。

本年1月に総務部に明るい街づくり推進室を設置いたしました。明るい街づくり推進室は、現在8名で、室長1名に、生活安全係2名、家庭児童相談係に5名、そのうち非常勤嘱託職員3名の職員を配置をいたしております。

その具体的な職務内容といたしましては、防犯や青少年対策に関する相談窓口として、また、相談の内容によりましては、関係機関であります中央児童相談所、遠賀保健所、学校、折尾警察署及び庁内関係部署等への連絡調整を行い、市民の皆様の相談に即座に対応している状況であります。

青少年非行防止対策の取り組みの一つといたしましては、現在市内を巡回をし、未成年者の喫煙や不登校児童・生徒の指導援助を行っております、JR各駅の駐輪場やダイエー周辺等を重点的に巡回をいたしております。

防犯活動の取り組みといたしましては、中間市防犯協会との連携によりまして、折尾警察署との連絡調整を行うとともに、中間市防犯大会等を開催をすることによりまして、市民の皆様の防犯意識の高揚を図り、自主的防犯活動の推進を行っております。

また、7月からは、明るい街づくり推進室に家庭児童相談係が加わり、現在5名で業務を行っております。内容につきましては、児童虐待、家庭内暴力及び育児不安、不適切養育の発生の把握、関係機関と連携をし、早期に効果的な問題解決を行うための支援、援助、

市民の意識向上を図るための啓発を行っております。

市民が家庭や地域で生活をする上で不安を感じるような問題の総合相談窓口としての機能を持ち、その不安解消のために、関係する機関との連携、調整業務を行う部署として、今後さらに機能を強化する所存でございます。

議長（岩崎 三次君）

古野嘉久君。

議員（16番 古野 嘉久君）

今、市長のお答えの中で、明るい街づくり推進室は現在職員は、生活安全係が2名、家庭児童相談関係係が5名、室長1名で9名の配置としてありますが、中間市の行政組織規則の中で、総務部の明るい街づくり推進室の中で生活安全系の業務のみ上がっております。この中で、防犯思想の普及に関する事と、青少年対策に関する連絡調整に関する事、室の予算及び庶務に関する事とありますが、この中で家庭児童相談係の5名の人数は配置されているが、この家庭児童相談は、元来、社会福祉課の中での業務であって、福祉児童法等のいろんな問題等含みまして、対応のできる社会福祉課が明るい街づくり推進室の方へ移した事、この根拠は何か、市長の所見をお伺いいたしたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

私の方からお答えさせていただきます。

先ほど議員も言われたように、当初1月に発足時には、防犯と青少年問題ということで事務分掌いたしておりましたが、この青少年非行防止の関係が、既に小さいときからの家庭問題までに影響があるという判断をいたしましたことから、総務部と民生部の間で話し合いをしまして、明るい街づくり推進室の方に業務を移管させました。ただ、市長の答弁の中にもありましたように、今後いろいろまだ推進室の方の機能強化をいたしていく考えでございまして、その姿がもう少しはっきりいたしまして、事務分掌等の扱いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

古野嘉久君。

議員（16番 古野 嘉久君）

今の質問、お答えの中にありましたように、中間市の行政組織という規則は、立ち上げる中で、練り上げた中ででき上がるべきだと思いますし、規則なくして庶務分掌はでき上がらないということは、これはおかしなことだと思いますが。これは、市長の権限に属する事務の訂正かつ能率上げるために、市長の権限内において、その規則が先にでき上がり、包括した中での職務分担が行われるのが建前じゃないかと思っております。現在、明るい街推進

室には9名という人員等の中で、行政改革を行う中でどうかという問題があるかと思えます。もう一度、まず行政組織の規則をじっくり練り上げられて、庶務分掌をお願いしたいと思えます。

青少年に対する相談窓口として連絡調整を行い、即座に対応しているとのことご回答ですが、それぞれの相談件数、何件あったか、現在行っている9人での業務内容について、相談業務が幾つあったのか、その件についてお尋ねいたします。市長、よろしくお願いいたします。

議長（岩崎 三次君）

千々和明るい街づくり推進室長。

明るい街づくり推進室長（千々和秀隆君）

家庭児童相談係が今年度4月以降、実際に明るい街づくり推進室に移行したのは7月1日からでありますけれども、統計的には今年度の状況としてとらまえておりますので、その状況を集約すれば、いろんな形はありますけれども、総合計で件数とすれば、10月末現在までで、4月から10月までの相談件数が604件に上っておりまして、それに伴う延べ件数としましては3,476を数えるという状況でございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

古野嘉久君。

議員（16番 古野 嘉久君）

件数総計でございますが、例えば児童相談、あるいはそれに伴う職種別での相談、何が一番パーセンテージで中身として多いのか、その件についてお伺いいたします。

議長（岩崎 三次君）

千々和明るい街づくり推進室長。

明るい街づくり推進室長（千々和秀隆君）

分類の仕方はいろんなとらえ方があるかと思えますけれども、一応家族関係の問題として分類をしております虐待事案が最大の数に上っているということでございまして、これは昨年度の年間集計の数値を見ましても、全体の31%に上っている。

ちなみに、この分類の仕方ですと、知能、言語等の児童の発達にかかわる問題、それから学校生活で支障を来している問題、それから家族関係の問題、それから環境福祉あるいは心身の障害、その他という分類をしております、家族関係の中も虐待とその他、その他というのは、今問題になっております配偶者による家庭内の暴力等の問題と仕分けをしておりますけれども、児童の虐待という件数が一番多くある傾向にございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

古野嘉久君。

議員（１６番 古野 嘉久君）

今の数字が、児童相談が一番トップだということでございますが、私、件数とそのパーセンテージをお伺いいたしましたのは、次に質問させていただきます問題なんです。現在、中間市働く婦人の家施設の中に、中間市少年相談センターが設置されていることは周知のことだと思います。これには職員が２名、目的達成のためにその業務に当たっているが、少年の非行防止と健全な育成を図り、そこに青少年の補導及び相談、関係機関団体等との連絡及び協力に関する事、少年問題の調査など業務内容があり、明るい街づくり推進室に同じような業務体制のために９人配置されておりますが、いま一度、やはりこのような問題は、先ほど私が言いましたように、中間市組織、行政組織の中の規則等をさらに練り上げるべきじゃないでしょうか。ただ、少年相談センターの位置づけをどのように思われているのか、市長の所見をお伺いしたいと思えます。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

発足をしたばかりでございまして、正直言いまして、明るいまちづくりということになりますと、現在それぞれ所管業務をしておりますけれども、いろいろと重複をしているというのが大変多ございまして、なかなかこれを、この仕事をじゃどこがやるんかちゅう、そういう状況が正直なところでございます。したがって、まだ発足をして間もないということも含めて、これ今後きちんと、この明るいまちづくりに関するものは、この推進室に包含をしてみた方が、より機能としていいという思いを持っておりますので、これも先ほど答弁いたしましたように、今後の問題としてきちんとさせていただきたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

古野嘉久君。

議員（１６番 古野 嘉久君）

明るい街づくり推進室等の中の職務分担の中で、今言う児童福祉相談、あるいは私疑問に思っておりますのが、人権推進課というのが設けております。元来、人権推進課という課は、この中間市に市民としてオギャーと生まれた子供から、あるいは老人最終まで、間の人権推進を行うのが業務だろうと思えます。この推進室があり、そして明るい街づくりがあり、中間市青少年相談センターがあり、中間市明るい街づくり推進室の中に９人もの人材を派遣し、そして同じものの職員を各種に配置されてる中で、やはり行政改革を行っている中間市において非常に不都合なことじゃないかな。改革、人件費の問題等も含めて、私は立ち上げる時期において、まだよく練られた上でやらないと。

ただ、大島市長が立候補の公約の中で、青少年の非行防止と暴力追放という公約されておりますが、暴力を許さないまちづくり、青少年の非行防止対策の強化に向けての明るい

街づくり推進室を設置するというのであれば、公約の中での市長の明るい街づくり推進のため、規則は市長権限の中で、まず各関係部署と取りまとめながら、そしてまとめた上で持っていかないと。人材だけは9名、あるいは働く婦人の家の方には2名、人権推進室の方に何名という形で、それは人権推進室の総務部の行政組織の中に上がっていますのは、同和対策だけだというふうにはしか上がっておりません。これもおかしなことで、再度再度見直しの中でまとめていかないと、行政改革の質問の中で私が言いましたように、考えるべきじゃないかなということが一番の問題点だと思います。

今立ち上げまして、非常に大きな件数の相談業務がありましたということでございますが、例えばこれに児童相談委員が5名入っておりますが、この5名というのは、お尋ねしますが、社会福祉課の方に在籍した者を移したただけでしょうか、それとも新規採用なのか、あるいはどんな形で5名の配置をされたのか、ちょっとお伺いしたいと思いますが。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

古野議員がまさに指摘をされましたように、また先ほど若干答弁をいたしておりますように、物すごく各課にまたがる業務というのが、ここで線を引くちゅうのが大変難しい面も実はあるわけございまして。もちろん同和対策課がなくなりまして人権推進課にしたときも、そういう議論は実はさせていただいたんですけれども、現実の問題として、もうちょっと時間がかかるちゅう、そういうことも含めて、あるいは規則のあり方含めて、問題点としては持っておりますし。いつときも早くこれをきちんとしないと、古野議員ご指摘のように、スリムな運営というのがなかなか難しい面も出てきますし、あそこに任せるとか、ここに任せるとか、そういう職務配分の問題含めて、これからも、このままでは問題が発生をするような、そういう気持ちもいたしておりますので、そういったことは来年3月、またいろいろと計画もいたしておりますので、そういった中で、よりベターな方向で進めさせていただきたいと思っておりますし。

それからもう一つ、ご質問の家庭児童相談係の5名の中身につきましては、これも私のすごく強い要望でございました。警察OBの方も従前おられました人が一人、それからこの10月1日からお二人来ていただいておりますので、そういった方もこの中に一緒になって仕事をされてるんだということでございます。

議長（岩崎 三次君）

古野嘉久君。

議員（16番 古野 嘉久君）

もう一点ですが、防犯活動の取り組みについて、中間市防犯協会というのがございますが、今これの事務は明るい街推進室の方で取り扱っておられるんでしょうか、お願いします。

議長（岩崎 三次君）

千々和明るい街づくり推進室長。

明るい街づくり推進室長（千々和秀隆君）

中間市防犯協会の事務局の仕事は、明るい街づくり推進室の生活安全係の方で担当させていただいております。

議長（岩崎 三次君）

古野嘉久君。

議員（16番 古野 嘉久君）

最後ですが、能率的な業務を図るために、もう少し整理をして進めていただければ幸いかと思います。中間市民の人たちがどこに相談していいのか、現状で果たしてわかってるのかどうかという問題があります。福祉の方に行くのか、明るい街推進室に行くのか、人権相談室に行くのかということで、どこに行ったらいいだろうかという声をお聞きしたものですから、今回の一般質問の中に取り入れさせていただいたわけですが。市民の人たちが安全で安心して生活のできる中間づくり、中間市の明るいまちづくりのために、街づくり推進室であってほしいという要望でございます。どうか私の希望といたしまして、まず推進室の整備を行いながら、今後明るい街づくり推進室をぜひ進めていただきたいということで、これを希望いたします、私の一般質問を終わらせていただきます。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、井上久雄君。

議員（3番 井上 久雄君）

良政クラブの井上でございます。通告に従い一般質問を行います。

まず1点目、介護予防の推進についてです。

平成15年度からの介護保険料が問題になっていますが、介護保険を受けずに元気で長生きできることが、市民にとっても、介護保険財政にとってもいいことであることは承知されていることと思います。そこで、介護予防施策について具体的に提案して、その回答をいただきたいと思っております。

第1に、介護予防施策についてであります。熊本県の甲佐町では、小学校区ごとに住民のまとまりを生かした介護予防活動を行っております。それは、サテライトと呼ばれるミニデイサービスです。内容は、少子化に伴って生じた小学校の空き教室を小学校区拠点整備事業として、畳敷きの集会室にリニューアルし、従来の公民館や集会所に変わるサテライトとして、ミニデイサービスを行っております。参加した高齢者が1年生と一緒に学校給食を食べ、レクリエーションを楽しんでいます。私はここに学ぶべき点が多くあると思います。

現在、中間市でも、少子化の影響で小学校の余裕教室が目立ち始めました。また、小学

校の方でも、生徒が総合学習の一環として老人ホームへ行ったりしています。そこで、中間市も小学校の空き教室を畳敷きの集会室に改造し、ミニデイサービスを行ってはいかがでしょうか。閉じこもりがちの高齢者に、地域の子供と触れ合いを通して、生きがいを持ったメリ張りのある生活を送ってもらうことができ、介護予防につながると確信します。また、子供にとっても、核家族がふえ、高齢者との触れ合いが希薄になる中、住んでいる地域の高齢者と自然な交流ができ、高齢者が長年培ってきた知識も吸収することができます。また、給食時間をともにすることで、お互いを手助けできることも多くあり、情操教育につながると考えます。また、学校にとっても、地域とのつながりがより深くなり、防犯上の役にも立ちます。

こうした触れ合いがきっかけに、日ごろからの世代間交流もますます活発になり、住民ボランティアの活躍の場も出てくると思いますが、いかがでしょうか。

続いて、2点目です。要介護状態に陥る原因はいろいろありますが、ほとんどが身体機能の低下にあると言われています。中でも下肢を中心とした筋力の低下が最も深刻で、立つ、座る、歩くといった日常の活動に直接影響を及ぼします。逆に、筋力を鍛えることによって、高齢者の自立を促す重要な要素になります。

札幌市では、平成13年度から介護予防運動トレーニング事業を行っております。この事業の対象者は、寝たきり予備軍である虚弱高齢者にターゲットを絞り、状態の悪化や閉じこもりを防止することが重要なため、要支援から要介護2の人及び虚弱高齢者としております。内容は、医師や理学療法士による健康診断をもとに、内科的疾患だけでなく整形外科的な疾患も考慮したトレーニングプログラムを作成し、トレーニングマシンを使い、理学療法士、作業療法士の指導のもと行います。

この成果は、体のバランスがうまくとれず、立ったままズボンがはけなかった人がはけるようになったとか、階段の上りおりも楽にできるようになったとか、転倒しなくなったというように、日常生活動作の改善があらわれています。近くでは大牟田市が、札幌市で研修を受け、地域で実践しています。

中間市でも、福祉の拠点として地域総合福祉会館パピネスなかまを大きなお金をかけて建設しましたが、利用状況はどうでしょうか。福祉の拠点となっているのでしょうか。特に3階にあるアクアトレーナーとケアプールについては、介護予防として組織的に位置づけ運営ができているのでしょうか。利用者が口コミで集まっているようにしか見えません。来た人にだけトレーニングするのではなく、市民の介護予防につながらないし、何より中間市民の税金で建てたのだから、中間市が主体性を持って運営していかなければならないと思います。やはり市民の方が自立した日常生活をできるだけ長く続けられるように、寝たきり防止のために有効に、効果的に利用すべきと考えます。

市立病院、保健センター、パピネスなかまのスタッフが連携して、例えば虚弱高齢者を1班10人くらいで週2回、3カ月間トレーニングプログラムに従った訓練を行い、介護

予防教室を開催したらいかがでしょうか。ひざ関節に痛みのある方でも、ケアプールなら無理なく筋力トレーニングできるのでと考えております。西日本でもこういう施設は数少ないと聞いておりますが、ぜひ早期実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

続いて、3点目です。地方分権時代にふさわしい行政について、2000年4月に地方分権一括法案が施行されました。多くの問題点は残しているものの、自治権の拡充を目指す具体的な取り組みが各地で始まっており、市民による多様なまちづくりの展開や自治体の自己決定権の拡充など、市民自治の実現に大きく踏み出しています。今後は地方自治体がそれぞれ知恵を出し合って、特色あるまちづくりをしていかなければならないことは、だれもが認識しております。そのために、我々議員の政策立案能力の向上も必要ですが、職員の政策形成能力の向上が不可欠であり、職員の士気の向上を図る環境も整えていかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

ここで1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

井上久雄議員の介護予防の推進について、小学校の空き教室におけるミニデイサービスについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、高齢化が進むということは、一方で少子化が進んでいるということで、本市におきましても小学校の児童数は減少してきているところですが、数年前から国を挙げての教育改革により教育内容が大きく変化をし、多様化している現状であります。

具体的には、少人数学習に伴い、1クラスを2分割または3分割して授業が実施をされているために、各学年ごとに多くの教室が活用をされております。ご承知のように、本市は財政的に厳しい状況が続いておりまして、既存の社会資源をいかに有効に使って市民の福祉の向上に役に立てるか、また、各自治体の創意工夫と知恵の出しようだと痛感をいたしております。そういった意味で、議員がご指摘されましたミニデイサービスは、自治体として現に実施され、高い評価を得ているところもあるとお聞きをいたしております。日ごろからの世代交流を通して、高齢者と子供が触れ合い、元気で、はつらつとした、活気に満ちたまちづくりが必要だと思っております。

そこで、学校という教育施設を活用するためには、学校運営に支障が生じないような管理及び施設の改修など十分検討を加える必要がありますことから、今後、教育委員会と十分協議を図りながら考えてまいりたいと思っております。

次に、パピネスなかまの有効利用についてのご質問にお答えをいたします。

地域総合福祉会館、いわゆるパピネスなかまは、市民の健康保持の向上を図り、総合的な福祉サービスを提供する目的で昨年5月に開館をいたしました。この開館の事業としては、ボランティア支援を初め、生涯学習推進、高齢者福祉推進、健康増進推進、相談等を

行っているわけでございます。

ちなみに、昨年の会館の利用者数は、年間延べ約5万7,800人、1日平均約200人の利用状況となっております。特に、議員ご指摘の3階の健康増進ゾーンでは、アクアトレーナー、ケアプール等の昨年度の利用者数は1日平均39人で、会館の目玉でございますアクアトレーナーの1日平均の利用者率は63%、24人で、増加の傾向となっております。

今後は、いかに会館を本市の福祉事業の拠点として有効活用するか、現在、高齢者総合保健福祉計画の見直しの中で、介護予防施策として会館の活用について議論があっておりまして、利用者が現状のように一部に偏っていたり、来た人だけ対応するのではなく、議員ご指摘のように、グループごとに一定期間定員を定め、市立病院や保健センターと会館の連携を密にとり、スタッフの指導を受けながら利用していただき、貴重な資源を有効に活用し、だれもが積極的に参加できるような事業の推進を行うよう、作成検討委員会での意見も上がっているところでございます。いずれにいたしましても、第2期中間市高齢者総合保健福祉計画の答申を受けまして、その計画を尊重してまいりたいと考えております。

次に、地方分権時代にふさわしい行政について、また、職員の政策形成能力についてのご質問にお答えをいたします。

地方分権が実施の段階にある今日では、自治体のより一層の自立強化が求められておりまして、地域に適した施策を考え、効果的に実施をしていくことが必要でありまして、住民に最も身近な行政を担当する自治体の役割は、大変重要さを増しているわけでございます。

分権時代の到来は、先ほど申し上げましたとおり、国の指導による全国画一的な行政から、それぞれの自治体に合った独自の施策が求められているところであり、その自治体で職務を遂行する職員に求められる資質も、みずから考え、みずから行動できる能力を備えた職員が必要となってきたわけでありまして。

今日の厳しい財政状況の中で、従来の慣行にとらわれずに、費用対効果を考慮しながら、具体的施策を導き出す政策形成能力や、それらの施策を条例化していく政策法務能力はもちろんのこと、部下の指導や育成等を通じて組織力を高めるためのマネジメント能力を、進展化する高度情報化時代に対応するためのIT能力など、行政職員に求められている能力や資質もより複雑、高度化しております。

このような中、本市におきましても、職員の人材育成については、重要かつ急務の課題としてとらえ、福岡県市町村職員研修所や北九州市職員研修所等の自治体職員を対象とした専門的な研修を実施している機関への派遣研修に加えまして、市が独自で企画立案をした研修を複合的に実施することによりまして、年間に100名以上の研修実績を上げているところであります。

特に派遣研修につきましては、それぞれの研修所で実施をされております研修カリキュ

ラムは、行政にとりまして今日的課題でございます政策形成能力や政策法務能力などの資質向上を目的とした研修が増加をしております、それらの研修に積極的に職員を参加させるように計画をしております、その効果も着実に向上しているものと考えているところであります。

しかしながら、すぐれた研修を受ければ、即その効果があらわれるものではございません。今後とも長期的展望に立った研修計画を立てまして、時代のニーズを的確的に判断し、実践する能力を養い、分権時代にふさわしい人材育成を図ってまいりたいと考えております。

組織は人垣と言われております。人材こそが、当中間市にとりまして最大の財産であることを肝に銘じまして、職員研修の充実に努めてまいる所存でございます。

議長（岩崎 三次君）

井上久雄君。

議員（3番 井上 久雄君）

1番、2番の質問については、できるだけ市民の期待にこたえられるよう努力していただきたいと思っております。

三つ目の答弁に対しまして、ただいま市長が申されました、人材こそ財産と言われましたので、違う角度から再質問させていただきます。

日本経済新聞によりますと、中間市の職員削減率は、全国都市の中でベスト10に入っていることをご存じでしょうか。私の目から見れば、地方分権時代に突入し、事務量は増大する中、職員定数を大きく割り込む人員で業務を頑張っている職員の皆さんに、感謝の思いでいっぱいでございます。

このような中で、10年ほど前は80%半ばであった経常収支比率が、なぜ現在では90%を超えるほどになったのでしょうか。職員にきつい思いをさせているのではありませんか。ほかに比べ高い給与水準となり経常収支比率が高くなったのか、それともほかの要因なのかをわかりやすくお答え願います。そして、これからの市政に対するお考えをお聞かせください。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

何点かにわたってご質問がございましたけれども、まず職員の職員数につきましては、類似団体といいますが、同じような人口の町と比べて高いとか低いとかということじゃなくて、まああの位置にあるんじゃないかなと思っております。しかしながら、それぞれ町の形態そのものが違いますので、まださらに努力を、軽減をする努力も片方ではあるであろうことを前提に、今の段階では類似団体と比較してまあまあだと、そういうふうに、まず一つ思っているところでございますし。

それから、職員の給与水準につきましても、これも今県下の中でずっと比較をした、そういったデータがあるわけですが、これも高いということもないし低いということもない、まあまあ中間の水準にいてるということでございまして、これもそれぞれの市の独自のいろんな背景というものが異なるわけでございますので、さらに削減に努力をせないかんということも片方でおきながら、そういう水準にあるんだということでございます。

それから、経常収支比率のお話が出ましたけれども、これは日経のみにあらず各紙が報道をしております、中間市の場合、まさにこの経常収支比率ちゅうのが、中間市、それぞれの地方自治体のいわば全体像、財政状況をきちんとあらわしている、そういった計数でございますので、これを基本に考えていかないかと、そういうことではあるわけですが、この経常収支比率も、中間市の場合、市でいきますと2番目に高いといえますか、平成12年度が92.4%、平成13年度が93.6%でございます。ちなみに、芦屋町が99%でございますので、これも率で見るとちゅうことのいろんなよしあしというのはありますけれども、高いというのは、これもまた事実でございます。

じゃこの経常収支比率が何で中間市で高いということのご質問だと思いますけれども、平成4年が85.2%、平成5年が87.8%、平成6年が89.5%、平成7年が89.4%、平成8年が93.6%、ここで急に上がってるわけございまして、これはハーモニーとか、そういうのが要因として加わったと思っておりますし、それから平成9年94.1%、平成10年92.2%、平成11年91.3%、平成12年92.4%とこういって、90%以上になっているちゅうことでございます。

しかし、この経常収支比率を押し上げた要因というのは、まさに大変なバブルの時代から落ち込みに対する国の、景気をどんどんどんどん上げれという、そういう問題もございましたし、中間市民の皆さん方のニーズも片方ではあったわけございまして、一概にこれが原因だということでは決してないわけでありまして、投資的な経費を投入をいたしまして、その期間、起債と償還と施設の維持管理が大きな要因であるちゅうことも片方では考えられるわけございまして。しかし、これはあくまで経常収支比率だけのお話でございます。今、中間市のいろんな状況を見ても、この計画が間違っていたちゅうことでは決してないわけございまして。

きのうもですね、きのう、おとついで、それぞれ来年採用する職員の皆さん方と、50人くらいの人と面談を実はしてるわけですが、その中で、中間市で一番いいところはどこですかという問いを皆さん方にしてるわけですが、そういたしますと、中間市も本当に随分変わったと。あのハーモニー含めて、あるいはパピネスを含めて、物すごく文化とか、教養とか、福祉とか、そういう施設が物すごくできて、私はこの町で仕事をしたいと、住んでみたいと、そういう子供たちがふえてるちゅうことも、これもまた事実でございます。

したがって、こういった皆さん方の、市民の皆さん方の声も片方では大事にしながら、理想といたします経常収支比率に近づけるために、今後、私もそうですけれども、職員含めて、また議員の皆さん方のご協力をいただきながら、理想とする経常収支比率に近づけていく努力をさせていただきたいと、こういうことでございます。

以上。

議長（岩崎 三次君）

井上久雄君。

議員（3番 井上 久雄君）

どうもありがとうございました。今お話されたように、大変厳しい状況の中、市政運営は大変困難であろうかと思いますが、さきに述べられました、人材こそ財産を生かすために、職員のやる気、士気を高め、一丸となってこの難局を乗り切られることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（岩崎 三次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

私は、良政クラブの植本種實でございます。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

第1に、遠賀川橋かけかえ工事に伴う市役所周辺の整備についてお伺いいたします。

市役所前の遠賀川橋かけかえ工事は、来年15年度で終わると聞いております。あわせて市役所周辺についても、道路工事などが本格化することと思われれます。平和通りや唐戸の住民の皆様のことや、市役所を利用する市民の方の利便性を考えられて計画を立てられていると思います。また、約800万円の景観整備費も組まれています。

そこで、期間、庁舎前の庭はどうされるのか。そしてまた、その後の障害者とか、高齢者の方々のタクシーや車の乗り入れ場所があるのかなどをお尋ねいたします。

2番目に、市内におけるNPO法人による居宅グループホームやデイサービスホームの現状についてお尋ねいたします。

一つは、件数や人数、収容人員などでございます。

二つは、これら福祉分野で活躍しているNPO法人に対する援助、育成はどのようにされているのかお尋ねいたします。

市長は選挙公約で、市民福祉の向上を進めるには、NPO法人やボランティア活動を自治体のパートナーと位置づけると言われています。私はそういう意味で、保護育成を図られるべきではないかと思えます。

最後に、職員倫理条例についてお尋ねいたします。

9月議会で戸籍電算化システム汚職事件についての質問の回答の中に、職員倫理条例を制定するとありました。このような汚職事件を二度と起こしてはならないとの条例制定と思います。その内容等などをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

植本種實議員の遠賀橋かけかえ工事に伴う庁舎周辺整備についてのご質問にお答えをいたします。

新しい遠賀橋の全面開通が、平成16年6月の予定となっております。そのことにより、平成15年度の4月から橋への取り付け道路工事のため、庁舎前の県道が仮設道路のため拡幅され、庁舎正面の階段付近まで道路として取り込まれることとなっております。

本道路が完成するまでの間、庁舎を利用される市民の皆様には、大変ご迷惑をおかけをすることになりますが、市民の安全性を第一に、現在、施工主であります県土木事務所と協議を行っているところであります。仮設道路の工事着工は来年4月ですので、それまでに庁舎前の構築物を撤去、移設を行います。

今回の補正予算に700万円ほど計上しておりますが、なのみの木と若干の庭石は、教育委員会の要望により、中間南中学校に移植するとともに、市役所標識や市民憲章等は、道路完成までの間、庁舎敷地内に保管し、再利用いたします。国旗掲揚台及び掲示板につきましては、老朽化が著しいので今回取り壊し、正面玄関横に新しく設置をすることといたします。

特に、河川敷駐車場を利用される方につきましては、横断歩道を仮設、整備し、特に短時間で来庁される方の車の駐車場を別館前、あるいは現在の議員駐車場を一時的に利用させていただき、安全性を確保するため警備員を配置するなどして、少しでも不便を軽減できるように整備したいと考えております。また、現在の庁舎南側電話ボックス前に配置しております障害者専用駐車場及び周辺のスペースにつきましては、現状のままの確保が可能ですので、タクシー等で乗り入れもあわせて利用できるようにしたいと思っております。

なお、新しく橋が完成後の庁舎周辺整備につきましては、河川敷駐車場からの横断歩道

までの道のりが長くなり、迂回しなければならない状況になると考えられますので、市民の安全性、利便性をよく考え、移設後の県道残地等を利用し、できる限り利用される市民の皆様の駐車場、あるいは身障者の方の駐車場を確保してまいりたいと考えております。

次に、市内におけるNPO法人による居宅グループホームやデイサービスの現状についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のように、NPO法人とは、一定の組織を持ち、利益追求や利益配分をせず、政府組織ではなく、自発性と独立性があるという特色を持った市民活動組織のことで、NPOの種類は多種多様であります。例えば学校、老人ホーム等は経営する事業型NPO、そうした活動の資金を提供する助成団体、環境問題など社会問題に取り組んだり、国際援助交流を行ったりする市民団体等が含まれています。

また、ボランティア等の市民団体に法人格を与え、市民活動の発展を促進する特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法が平成11年より施行され、これまで非営利活動に取り組んでいた任意団体の介護保険制度における指定居宅サービス事業者への道が開かれているところであります。

ご質問の市内のNPO法人によるグループホームの現状は、2カ所が本年4月と6月に県の指定を受けて設立をされております。居宅サービスでの痴呆対応型共同生活介護、いわゆるグループホームは、痴呆性高齢者で、要介護認定を受けた人で、痴呆の状態にあり、だれかの手助けがあれば、ある程度日常生活ができる人が対象となります。つまり、生活をする際の補助や見守りを要する人で、寝たきりの人などは対象から外れます。そのような人を5人から9人の規模で施設や住宅において共同生活のサービスを行うもので、要支援はこのサービスの対象にはなっておりません。

現在、設立されている2施設は、定員それぞれ9名で、1カ所は満床、別の1カ所は4名が入所されている状態です。今後のグループホームの供給については、現在、総合保健福祉計画作成検討委員会で検討されております。

また、通所介護、いわゆるデイサービスは、介護保険の認定を受けた人がデイサービスセンター、これは日帰り介護施設であります。などに通い、食事、入浴の提供や日常動作訓練、レクリエーションなどを受けるサービスで、現在、市内に社会福祉法人等で7カ所が県の指定を受け、運営が行われております。今後、デイサービスの利用意向が高くなっていくことが予測をされますが、北九州保健福祉圏域を含め、需要にこたえられていくものと考えております。

次に、これらNPO法人に対して援助、育成をどのようにされますかという質問にお答えをいたします。

議員ご承知のように、NPOとは、みずから掲げた組織理念を遂行するために、社会的な組織として資金と人材を持ち、継続的に責任ある活動を行う団体でございます。NPOは多様性がございますので、行政の援助といたしましては、行政の関係各課と協議を行う

ことで、だれに、どのような方法でアプローチすると協力が得られるかがわかり、活動の向上につながると思われます。

また、育成等につきましても、行政とNPOとは深いかわりがございますので、今後とも注意深く見守っていきたいと考えております。

次に、職員倫理条例のご質問についてお答えをいたします。

さきの9月議会の際にお約束したとおり、職員倫理条例の制定に向け、現在、同条例に造詣の深い弁護士や大学教授及び中間市政に明るい知識を持ち、幅広くご活躍されている有識者の方々、6名の委員で組織します中間市職員の公務員倫理に関する条例制定懇話会を本年11月6日に発足をさせ、既に本日まで3回の審議をいただいているところであります。

条例の骨格は、その目的、対象とする職員の範囲、倫理原則及び倫理行動基準等の定義に関する規定、対象となる職員が贈与等を受けた場合の報告の義務とその方法に関する規定、当条例の進行管理を行う審査会の内容に関する規定及び進行管理等の公表に関する規定等で構成したいと考えておりますが、委員の皆様におかれましては、既に施行している「職員への不当な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程」の内容も盛り込んだ条例にしてはどうかといったような意見も出されており、強い熱意を持って活発なご審議をいただいている最中でもあります。

今後の予定といたしましては、あと3回ほどの審議を重ねまして、次期3月議会にお諮りする予定であります。いずれにいたしましても、市民の皆様の信頼の回復を図れるよう、実効性ある条例にしたいと考えております。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

再質問させていただきます。

答弁中、なみの木を南中学校に送られると聞いたんですけど、何か理由がありますか。

議長（岩崎 三次君）

工藤教育部長。

教育部長（工藤 輝久君）

お答えいたします。

南中への移設につきましては、三つの理由で市の方に要望いたしました。一つには、南中が来年、創立20年という節目の年を迎えるということ。それから二つ目には、学校に現在シンボルになる樹木はございません、そういったことも考えております。それから三つ目には、移植のための用地、あるいは樹木を搬送するのにスムーズに搬送できるということから、ぜひ南中に移植をお願いしたいということで、市の方に要望を出させていただきました。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

そのことは、大変私はよいことだと思いますので、これからも大きな木は大事にしてい
たきたいと思います。

それで、前の農協跡地に楠木が3本ありましたけども、この行く先がわかっていれば教
えてください。

議長（岩崎 三次君）

中木建設部長。

建設部長（中木 陸君）

お答えいたします。

楠木3本につきましては、本年4月に所有者でございます山近さんから寄附を受けまし
て、東小学校、垣生公園及び遠賀川下流浄化センター内にそれぞれ移設を行います。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

そのことも私にとっては非常にうれしいことで、住民の方も喜ばれてると思います。

ところで、来年4月から工事が始まるということですけど、あそこ中間中学校の通学路
でもあるし、それから交通の要所でもあります。交通安全についてどのように考えられて
いるかお尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

先ほど概況でお話をいたしましたけれども、現在、庁舎玄関前の道路は、3車線から
4車線に拡幅をされるわけですし、当然、現在の通学道路であります歩道も設置をされま
して、通学等に対しては十分なる安全性を保てるように、今お願いもしているところで
ございます。したがって、工事となりますと大変な混雑等々含めてございますので、さら
には庁舎前の玄関が今よりちょっと狭くなると、そういう状況もございますので、これ
から現在のように高い木を置くちゅうこと、植えるちゅうことは多分できないんじゃないかな
と、そういう話もいただいているわけでございまして。

今、中学生が通学道路となってるわけですし、特に夏場になりますと、生徒さんが市役
所の庁舎内で水飲みに来られたり、トイレを借りに来られたり、結構あそこの前の広場と
いうのが利用されておりますので、そういった意味では、何らかの形でそういうことが可

能なような広場も考えないといけないのかなと、そう思っております。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

それで、完成後なんですけども、完成後に、体の悪い人、それから高齢者の方が、ゆっくり車の乗りおりができるような場所をぜひつくってほしいという要望ありますし、その計画がありますか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

計画概要を一応見せていただいているんですけども、今植本議員が言われたように、できるだけスペースを確保いたしまして、身障者の方あるいはタクシーの乗り入れができるような、そういうスペースも考えさせていただきたいと、いただいていると、こういうことでもございます。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

大体のことはわかりました。市長にちょっとお尋ねしたいんですが、就任当時、「きょうも1日笑顔で頑張ろう」というスローガンを掲げられていたと思います。このごろ見受けられませんが、どうされましたか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

掲げてはいたんですけども、実は台風で破けまして、それで、あれもかなりお金がかかるもんですから、すぐ新しくちゅうわけにはどうもいかないようございまして。今、担当と話をしているのは、この工事が終わりましたら、玄関先に、縦やなくて横でも、職員の皆さん方がぱっと入る、あるいは市民の皆さん方がぱっと入って見れるような、そういう形で、その趣旨が生かされるように考えていきたいと、そう思っております。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

よくわかりました。ぜひそのように実行されてください。

次に、グループホームについてちょっと質問させていただきますが、現在2カ所あるということなんですけども、この高齢者のためのサービスガイドの中に、2カ所を入れられないかということなんですけど、どうでしょう。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

お答えします。

サービスガイドに載せております福祉サービスでございますが、これは介護予防生活支援事業といって、介護保険に該当しない方に対するサービス内容でございます。ここに書いておりますグループホームの2カ所につきましては、これはあくまで介護保険の指定を受けた事業者、サービス事業者ということでございますので、サービス事業者については、また県の方で指定しておりますので、ホームページ等を見れば、そういう事業者というのは紹介されるようになっております。それで、サービスガイドの方には、いわゆる介護サービス事業者としての名簿等は出す予定にはしておりません。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

おっしゃることわかるんですけども、自主的にこれを載せることによって、情報を広く伝えられるという利点があると思いますので、スペースなどあれば載せていただきたいなと思います。

それともう一つ、援助、育成の件ですけども、できないということも大体のことはわかるんですけど、よその市町村でやってるから中間市でもやれというわけじゃないんですけど、やはりよその市町村、長野市などで設備費とか、ああいうので少しずつグループホームを援助していこうという動きがありますので、市長がさっき言うたように、自治体のパートナーとしてグループホーム・・NPO法人やボランティア活動の方々を認めて、位置づけたいという公約がありますので、援助する必要があるんじゃないかと、私は思っています。そういうことで、援助をここでせよせよというふうじゃないんですけども、ぜひ前向きに検討していただきたいというのが私の意見であります。

次に、職員倫理条例についてお尋ねしますけど、来年の3月に一応条例化するというんですけど、ここで一つ、不正な働きかけがあった場合に報告する義務があるというんですけど、具体的に不正な働きかけというのはどういうことを指すんですか。

議長（岩崎 三次君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

お答えします。

一応、不正な働きかけという項目を5項目ほど掲げております。代表的なものは、職員が外部からそういう、例えば市の職務をこなすことにおいて、例えば順番があるとすれば

順番を早めてくださいとか、そういったことを強要されるとか、そういったことを指しております。それから、例えば一部の方に情報を漏らすとか、そういったことを指しております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

つまりそれは、不正な働きを受けた職員の方が、だれに、今これでいうと総務部長さんですか、に報告する義務があるちゅうことですか。

議長（岩崎 三次君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

まず、担当の部長に報告するようになっております。それから、担当の部長がもしそういう報告になじまないというようなことがあれば、総務部長に報告をするということになってます。場合によっては、その調査の結果等については、市長、助役に報告するということになっております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

そういう不正な働きをした業者、議員をまた公表するわけですね。

議長（岩崎 三次君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

一応公表するようにはなっておりますけど、これはあくまでも情報化条例との絡みがありますので、どこまで公表するかということは、その審議の中で、あくまでも公表することができるとなっておりますので、公表できる項目はどこまでかということを検討して、公表するものはする、できないものはしないという形になると思います。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

どんな厳しい条例をつくらうと、守る気がなければそのままということですので、一生懸命、私たち議員も襟を正して頑張るし、職員の方も一生懸命襟を正して頑張らましようということで、一般質問を終わらせていただきます。どうぞ。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、香川実君。

議員（15番 香川 実君）

本市の行財政運営にかかわります事柄につきまして一般質問を行います。

ご承知のとおり、国、県、地方を問わず、行財政運営は極めて厳しい状況下にあります。とりわけ地方財政をめぐる環境は、さらに一段と厳しさを増し、本市におきましても当面の財源不足については税収でそれを賄うことができないため、国からの交付金や臨時特例債だとか、何々財源だとかいったような名称はございますが、いずれも基本的には借金で運営を続けているというのが実態でございます。

こうした中、新年度の予算編成時期に当たる今日、質問通告書で提示しておりますとおり、大項3点について伺いをいたします。

初めに、市民プールに関する件について伺います。

この市民プールの件につきましては、個人的ではございますが、昨年早い時期に個別的に、廃止の方向で考えたらどうかという意見を申し上げた経過がございます。また、同じく昨年の9月か10月でしたか、自民クラブの代表の方、清風会の代表の方等の3派の代表の懇談会の折にも意見交換をした経過がございます。本年に入ってから、市民プールに関する一般質問が出されておりますが、いずれにしましても、市民の皆さんの間からは、どうなりましたかという声が大変多く今日までも、まだ私のところにも問い合わせがございます。新年度予算の編成時期にも当たることから、再度確認の意味も込めまして、市民プールに関する、質問通告書どおりでございます、明確に廃止という政策転換を実行すべきときではないかと思っております。

また、これに関連しまして、市民プールの廃止に伴う基金のあり方は一体どういうふうな形になっていくのか。これ現段階で発表できるものがあればお聞かせを、ぜひこの機会にお願いをしたいと思います。

次に、新年度予算編成に当たって、市長は株式会社中間市役所を目指す、あるいは民間手法を取り入れる等々言われましたが、果たして新年度予算には、それがどのような形で反映をされているのかお尋ねをするものでございます。

次に、3点目の質問といたしまして、ミニ公募債について伺います。

ご存じのとおり、財源確保の新しい手法として、住民参加型のミニ公募債が今日全国的に注目を浴びております。地域住民に買いやすいように小額で公募をし、その集めた資金は、例えば病院だとか、消防署だとか、そうした身近な施設整備に使うということも可能でございますし、そういう方法も考えられます。本市におきましては、財源不足に頭を悩ますこの本市にとりましても、大いに検討すべき事柄の一つではないかと思っておりますが、いかがなものでしょうか、一つの提案としてお尋ねをいたします。市長の見解を伺います。

以上、大項3点についてお尋ねをいたしました。ご答弁の内容によりましては、再質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

香川実議員の市民プールについてのご質問にお答えをいたします。

市民プール建設基金に関しましては、本年6月の定例議会におきまして、植本議員からの質問にお答えをいたしておりましたように、市民プールの建設につきましては、前市長のときから財政問題等で現在まで凍結をいたしているところであり、市民プール建設基金におきましては、凍結以来、基金から生じます運用利息分だけ毎年積み立てを行ってきたところであり、現在2億8,600万円ほどの基金残高となっております。

現在、本市の財政状況が大変厳しいことは、議員の皆さん方も十分ご理解いただいておりますし、議員が言われますように、このまま継続するというよりも、前市長の基金の目的を生かしながら、新たな政策転換が図ることができないか現在検討をいたしているところであり、

具体的には、現在の市民プール建設基金を廃止をしまして、その財源をそのまま新しく創設を予定をいたしております基金の方へ振りかえさせていただきたいということでございます。新しく設置をいたします基金につきましては、市民の皆様の生涯学習を支援するため、社会教育施設、社会体育施設等の新設や現存する施設の修繕、改良等に充当できるような幅広い活用方法を現在検討中であり、なお、新たな基金につきましては、来年3月の定例市議会に提案させていただきたいと考えております。

次に、新年度予算編成に当たってのご質問にお答えをいたします。

新年度予算編成につきましては、さきの久好議員のときにもお答えをいたしましたように、現下の経済情勢をかんがみながら、今後3カ年間の財政運営の柱といたしまして、緊急財政健全化推進委員会を設置をいたしまして、当面の財政問題の危機を乗り切ることを最優先に考えております。

また、新年度予算の編成に当たっては、平成14年度に掲げました生活環境の整備、健康づくりの推進、少子高齢化対策、生涯学習の推進の4本柱をさらに継続し、推進をしまいたいと思います。

その中で、どのように民間手法を反映されるかにつきましては、民間企業の経営理念と合理的発想のもとに、経済的かつ効率的な運営を反映をさせまして、費用対効果を最大の目標とした予算編成といたしております。

続いて、ミニ公募債についてお答えをいたします。

ミニ公募債につきましては、ことしの9月に北九州市が初めて発行した北九州市ひまわり債が、発売から約3時間で完売をいたしまして、新聞にも大きな話題として載っており

ました。

このミニ公募債は、地方公共団体が発行する地方債で、今までの地方債と異なり、引受者が郵便貯金、簡易保険、あるいは地元の銀行ではなく、市民の皆さんが引き受けるものであります。市の進める事業のために発行する市債を市民が購入し、市政への参加を促すもので、施設のPRや市の資金調達の多様化を図るものでございます。

ミニ公募債の問題点といたしましては、第1に、当該事業がコミュニティー性の高いものに限定をされ、発行に先立ち市民に対して周知期間が必要となります。第2に、予定した資金に対して完売しないときは、資金不足が生じやすく、第3に、高い利息にするために、償還年限がおおむね5年以上の長期になります。

ミニ公募債の特徴といたしまして、第1に、市民が自分たちのお金を出資することによって郷土を建設するという市民意識の向上が図られ、第2に、目的がはっきりしています。例えば、すばらしい児童館を建設するために資金を調達したいというような目的をはっきりさせます。第3に、金利も定期預金を上回るような金利を設定することにより、市民に利息として税金を還元することができるメリット等がございます。

以上のことにより、本市においても魅力あるまちづくりのための住民参加型のミニ公募債を十分検討していきたいと考えております。

議長（岩崎 三次君）

香川実君。

議員（15番 香川 実君）

もう市民プールの件は外しまして、ちょっと順序が逆になりますが、最後にご答弁いただきましたミニ公募債に関連しての。るる申されましたが、今執行部の方ではいろいろと情報をつかんでらっしゃると思いますが、群馬県とか、大阪とかそれぞれ、鳥取とか、すごいスピードでミニ公募債は大変な好評で、北九州のお話をされましたが、北九州も来年度200億の公募債を予定しているということでございます。これに関連しまして、ちょっと2点ほど具体的にお尋ねをいたします。

購入者を市内在住、いわゆる市内限定という形をとることが可能かどうか、これが一つ。それから、いま一つは、購入のあり方、いわゆる窓口ですが、これは銀行だろうと私は思いますが、これがどうなのかですね。これを例えば本市が取り扱いを導入した場合、これはもちろんミニ公募債を取り扱うかどうかについては、これは慎重な分析、それから検討が当然必要でございます。仮に取り扱うとなった場合に、市のメリットですね、1に、今申されておりますが、この点、この2点についてちょっとお尋ねをいたします。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。

まず1点目の議員が、購入者につきましては市内の在住者に限定できるのかというお答え、問いに対しましては、現在、私の方のつかんでおる情報では、可能であるというふうに考えております。ちなみに、先ほど議員が言われました北九州市におきましては、市内に在住する者、あるいは勤務する個人か、あるいは市内に事業所のある法人等ということで限定はされておったようにあります。勤務する、あるいは市内の事業者までふやすということは、また各市町村の個々の問題等があるかと思いますが、基本的には市内の在住者の購入ということが考えられると思っております。

それから、2番目のご質問であります、メリットということで、議員の方から実際のあるかということでございますが、先ほど議員が申されましたように、このミニ公募債につきましては、非常に全国各地で話題となっております。先ほど市長の方の答弁でもいたしましたように、このミニ公募債の特徴が、いわゆる自分たちのいろんな施設を自分たちの手でつくるんだというような市民意識の向上、あるいはこの発行を見てみますと、非常に高い金利を各市は設定をいたしまして、地域の活性化というようなこともあわせて検討をいたしておるようにあります。そういったことをかんがみますと、このミニ公募債につきましては、議員ご指摘のように、非常に魅力ある公募債だろうというふうに私どもも理解をいたしておるところでございます。（「窓口どこ」の声あり）

失礼いたしました。このミニ公募債につきましては、一応債券でございますので、取り扱い等につきましては、証券会社等をお願いするかというふうになるかと思っております。取り扱いについては、市内の各金融機関等をお願いをするというふうになるかと思っております。北九州等の実情を聞きますと、非常に銀行さんの方でも好評であったというふうに聞いておりますので、中間市においても、そう問題はないのではなかろうかというふうに感じております。

議長（岩崎 三次君）

香川実君。

議員（15番 香川 実君）

そのメリットをるる申されましたが、これいま一つ、いろんな情報を見てみますと、個人にとってのもう一つのメリットは、いわゆるペイオフの問題があるんですね。今銀行が倒産する時代ですから、それで、そのペイオフ解禁後の要するに個人資産の運用、こうした部分については非常に、先ほどから説明があつてますが、安全性が非常に高いという部分で、発売、福岡とか・・ごめんなさい、群馬とか、大阪とか、北九州等の発売の状況見たら、発売開始後わずか10何分で、100億、200億の公募債がもう完売してしまうという、もうあとほかにないかという問い合わせが非常に多いという、これは一つの安全性が高いという部分があると思うんですけど。

いずれにしても、後ほど新年度予算に係る件でもお尋ねをいたしますが、非常に財源不足という観点から見ますと、暗い話ばかりじゃなくて、こうした一つの手法もあるという

ことの、これがどこまで可能かどうか、もう真剣にこれは本市としても検討に値するものではないかということで、あえて問題提起ということでご質問をさせていただきました。大いに検討をいただきたいと思います。

新年度予算にかかわる件について、行財政運営について何点かお尋ねをいたします。

市長の答弁の中で、緊急財政対策推進委員会とかいう発言がございました。これは、この委員会で検討される具体的な項目、内容、それからメンバー、トップはだれですか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

中間市緊急財政政策推進委員会というのを実は発足をさせまして、向こう3年間、もう一度財政全般にわたって練り直していこうと、そういうのが趣旨でございますけれども、委員長は助役でございまして、副委員長が総務部長、あと委員の皆さん方はそれぞれの部長さん、そして財政課長が入っている、そういったメンバーでございます。

この目的は、先ほど言いましたように、中間市が直面をしております財政危機を乗り切り、行財政の体質を抜本的に改善し、まちづくりに必要となる安定した財政基盤の確立を図ることに目的を置いた委員会、推進委員会でございます。現在では、各部にそれぞれ検討をお願いをいたしております、総務部なり、あるいは教育委員会、市民経済、民生、建設部、消防署含めて、どういう形で検討したらいいかという、そういう議論をしている最中でございます。

議長（岩崎 三次君）

香川実君。

議員（15番 香川 実君）

民間手法を取り入れるという、当初からの市長の強い要望でございますが、この件については、私は昨年の12月議会でも、株式会社中間市役所に関するお尋ねをいたしました。そのときにも申し上げましたが、この民間手法を取り入れる、これはもう時代の趨勢で、どこもこれは真剣に取り組んでいます。私どももこれを否定するわけではありませんし、大いにこの推進はいただきたいわけですが、その民間手法を取り入れる具体的な、新年度の予算をどの部分をどうしたいという、そういう答弁がちょっとほしかったんですが。

その前に、予算編成時期で、それぞれ各課、セクションから概算要求なり、いろんな要望が上がってきて、今財政課、牧野課長ですか、大変ご苦労されていると思いますが、一番本市の場合のこれは特徴的なもの、先ほど言いましたが、もう自主財源がこれ動かないわけですね。この中のとりわけ市民税、固定資産税等も、土地の評価が今下がってきてますので、当然これ税収はもう伸ばない、前年度よりも大変厳しいものが恐らくあると思います。一方では、老人医療だとか、あるいは介護保険等、大変これは歳出面では増を増していく、歳出増になっているという、非常にこのアンバランスがだんだんこの、それがま

た市の財政を圧迫する。そういうこともあって、市民公募債、ちょっと問題提起をさせていただいたんですが。

それは別として、概算要求の時期ですから、その正確な数字じゃなくて結構です、新年度予算全体で、ほぼどれぐらいの財源不足が生じるのかどうかですね。これももう財政課長でないといけないと思いますが、それがもしもわかれば、概算で結構です。来年度、新年度・・もう一回言います。新年度の予測される財源不足額です、全体を通して。全体を通して。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

お答えさせていただきます。

今議員が言われましたように、来年度の概算要求につきましては、11月末をもって一応各課から提出をいただいております。早速それを精査、とにかく数字で、生の数字で大体精査をいたしましたところ、歳入と歳出の差につきましては、大体13億ぐらいの財源不足というところでございます。

議長（岩崎 三次君）

香川実君。

議員（15番 香川 実君）

概算の数字ですから、ちょっと私の出した数字とは違うんですが、それはいいです。概算のね。まだ今概算要求の段階だろうと思いますので。市長に一番尋ねたかった点は、そうした大変厳しい状況を、どこまで踏まえられて新年度予算を乗り切ろうとされていらっしゃるのか、そこら辺を具体的に聞きたかったんですよ。

国の方向としては、ご承知のとおり、官と民ですね。要するに官民パートナーシップというか、協働、官民の協働のそうしたもので、公共のサービスについても大変これは見直しが、もうどの自治体でもそうですが、自治体というよりも、国ちゅうよりも、世界的なこれは流れですね、この公共サービスの見直しというのは。そういう流れになっています。一方で、その流れから生ずる、要するに新しいベンチャー、そういう一つのニューベンチャーを育成していく、そのことが日本経済をさらに強くしていくという、こういう大体国の戦略がございまして。

市長も市長会等でいろいろな情報は持っていらっしゃると思いますが、6月に国の、政府の骨太の方針の第2次の答申が出てました。これは国の財政、行財政運営にかかわる、要するに基本方針ということでね。内容についてはもう時間の関係で省きますが、いろいろあるけども、その中のポイントの一つは、民間でできるものは民間に任せる、ゆだねるという、一つのポイントです。そうした意味で、質問を私しておりますように、民間経営手法をとられるというけども、それは一体どういうことなんですかと、どういうことに反

映をなさるんですかという私の問いなんですが。ちょっと具体的にお持ちですか、お持ちでしたら。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

個別の改善策といたしましては、項目だけなんです。今からずっとめり張りをつけていきたいと思ってるんですけれども。大まかに考えておりますのは、まず税等の滞納の見直しもございますし、あるいは国庫あるいは県補助金等の見直し、それから繰出金等の見直し、それから土地等の財産の見直し、それから単独事業の見直しもあるでしょうし、さらには職員定数の見直し、職員給の見直しということなんですけれども、それから、今言われました委託料、あるいは物件の見直し、かって香川議員がアウトソーシングの話もこの議会でされた経過もございますけれども、そういったむだな経営の見直し、それから手数料なり、あるいは使用料も入るんじゃないかと思っておりますし、補助金の見直しなり、あるいは外郭団体の見直し等を中心にごどうかと思っております。

見直しばかりじゃ困りますので、あるいは片方では活性化の対策といいますが、そういうもので、今議論をいたしておりますのは、商店街の活性化対策、あるいは中小企業への融資制度の見直し、それから失業率との関連もありますけれども、ハローワークとの連絡をもうちよっととりまして、雇用の拡大がもっと図れないものか、そういったことなり、あるいは空き地、土地の空白地もございますけれども、ここらあたりをどうするかちゅうのも活性化の一つでもございますし。これちょっと時間がかかり、金のかかるものですが、例えば若者が何とかして中間市に来られるように、アパートの家賃の補助とか、これはよその自治体もやっておりますけれども、そういったことができないかどうか。そういったことを中心に、片方では活性化対策として考えているというのが今の状況でございます。

議長（岩崎 三次君）

香川実君。

議員（15番 香川 実君）

るる申されましたが、それはそれで結構です。ずばり1点だけお聞きをいたします。昨年12月にも若干触れましたが、中間市の保育行政ですね、これを民営化あるいは民間委託にする考えはございませんか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

将来問題としては別でございますけれども、今のところは、まず両園を合併をさせると、その中で今まで議論をいただきましたいろんな改善点がまず先だろうと、そういうことを

今考えております。いずれ、いずれはそういったことも検討の視野に入るかと思えますけれど、今のところはまず両園を一緒にすると、ここだけで精いっぱいでございます。

議長（岩崎 三次君）

香川実君。

議員（15番 香川 実君）

これは国の総務省の方の所管になるんですかね、地方自治経営学会という冊子が、これは一般の行政職の皆さんに、とってらっしゃる方も、ここもとってると思いますが、その地方自治学会の中の官民のコスト、官と民の要するにコストサービス、サービスコストの比較をした部分の、市長は読まれてらっしゃるとは思うんですが、どうですか、ごらんになったことございますか。なっとなければなっとないで結構ですよ、ごらんになってないからどうだとか、そういうことじゃないですから。いかがですか、ごらんになってるかどうか。

市長（大島 忠義君）

ありません。ないです。

議長（岩崎 三次君）

香川実君。

議員（15番 香川 実君）

この中に、後ほど、私も深くそれをとっとけばよかったんですがね、メモ程度でしかしてなかったんで、これは後でおあげしますがね。これは専門家です、一流の専門家の分析を出したものです。この中の、例えばいろんな事業がございますが、行政がやってる事業ですよ。その直轄を100とした場合、直轄事業を仮に100とした場合、その一つの事業を民間に委託した場合、どれぐらいのコスト削減になるかという、大変興味深い。例えば一、二例を挙げますと、水道事業あるいは浄水場事業ですね、これは直轄で100とした場合、これを民間に委託すると70.3、要するに3割削減ということ。それから、電話の交換、これはうちはやっていますから、民間委託でやっていますから、これを100とした場合、約6割の削減。35で終わる。それから、コミュニティーセンター等についての運営を直轄を100とした場合は、民間に委託した場合は44、半分以下で終わるといいます。ずっとあとごみの収集だとかずっとね、うちが民間に委託してる部分もありますけど、ずっとあります。

その中で、保育所の運営、これを直轄でした場合を100とすると、それを民間委託、もしくは民営化した場合、これは27.4で終わるといふ数字なん。約7割の削減というですね。これは単に職員給与の人員費だけはどうか、もちろんそれも含まれるけど、そういう効率的なものだけじゃなくて、やはり民間というのはサービスですから、サービスがいいところに人は行くわけですからね。要するにサービスの向上につながるわけですね。そうしたいろいろなものをデータにしたものです。

行橋ですか、今12月議会向こうもやっていますが、行橋では公立保育園を民間に委託す

るための条例改正を今の議会で審議されてますね。これちょっと私も大変興味深く見てるんですが。隣の苅田町もそうです。苅田町は民間に譲渡いたしましたね。いずれにしても、行橋市長さんにしても、町長さんにしても、要するに人件費をめぐる削減と同時に、要するにサービスの向上が望まれるということで、もう既にこういう形で進めております。ぜひとも、民間手法を取り入れるという市長のお考えは、それはそれで大変結構ですし、私どももそれは否定するものではありません、むしろ推進、それは推進をしていただきたいという思いがございますので、この辺はよく検討をいただきたいと思います。

いずれにしても、大変、先ほどの財政課長の財源不足、13億はちょっとこれは違うんじゃないかと思うんだけど、非常に厳しい状況でございます。それで、先ほど申されました緊急財政対策推進委員会、トップが助役さんということでございますので、どういう腹構えでこの新年度予算乗り切ろうとなさっているのか、最後に、この緊急財政特別委員会の委員長である松下助役、松下委員長に、その腹構えを聞いて、私の一般質問を終わります。どうぞ。

議長（岩崎 三次君）

松下助役。

助役（松下 俊男君）

私ども財政を預かる者といましては、大変な危機感を現在持っております。先ほど財政課長の方から、新年度予算につきましては、13億の財源不足という説明ございました。これは、今から見積書、不要不急等々の整理していく中で幾らか減ってくると思いますが、私ども、財政課長と先日協議しました中で、どうしても3億円近い歳入不足、これが生じるんじゃないかという説明を聞いております。そういう中で、私ども大ざっぱな仕分けでございますが、人件費から1億円、それ以外の経常的な支出から1億円、それと投資的な経費から1億円、こういうのを何とか節減できないものかというふうなことで、各論に、詳細につきましては、今から鋭意詰めていく所存でございます。

それと、中期的に考えますと、ご存じのように、市町村合併問題等々ございまして、中間市の財政状況、これ少しでもよい形で維持していかなんと思っております。それで、私どもこの3年から5年が、もうまさに正念場というふうな位置づけで思っております。そういう中で、市長初め私ども職員は当然、もちろんのことでございますが、市民の皆様方、また議員の皆様方にも、いろんな場面で協力をいただくことになろうかと思っております。そのときはどうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時05分休憩

.....

午後 2 時12分再開

議長（岩崎 三次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第 2 . 第 4 8 号議案

日程第 3 . 第 4 9 号議案

日程第 4 . 第 5 0 号議案

日程第 5 . 第 5 1 号議案

日程第 6 . 第 5 2 号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第 2、第 4 8 号議案から日程第 6、第 5 2 号議案までの補正予算 5 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。青木孝子さん。

議員（ 9 番 青木 孝子君）

第 4 8 号議案平成 1 4 年度中間市一般会計補正予算について質疑をいたします。

1 2 月 6 日読売新聞に、約 3 億 4 , 0 0 0 万円の一般会計補正予算案など計 1 7 議案が
上程された。地域温暖化防止対策で、市長用の公用車を含む 2 台の低公害車への切りかえ
に伴う購入費約 4 0 0 万円などということになっておりますけれども。この補正予算を
見ましたけれども、市長の公用車どうのこうのという文言は計上されておられませんけれど
も、どういうふうになってるんでしょうか、質問いたします。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。

議員述べられましたとおり、公用車につきましては、今回補正予算で 2 台ほど計上させて
いただいております。1 台につきましては、環境生活課の方の一種のパトロール車。以
前、電気自動車、これやはり低公害車ということで電気自動車を購入をいたしておりました
ところ、最近バッテリー等が非常に劣化いたしまして、再生不能というようなことから、
同じく低公害車の 1 台を環境生活課と、もう 1 台につきましては、庁舎管理の中の市長の
公用車を、市長さんの強い希望の中で、市長の公用車については、もう普通の車でいいと
いうような内々示をいただいていたもんですから、今回これとあわせて、市長の車を
低公害車に切りかえるというふうに決断をさせていただいております。

ただし、現在黒塗りが 2 台あるわけですけど、これにつきましては、また県外出張、あ
るいは長距離の出張等もありますので、時期を見て 2 台のうち 1 台を廃車したいというふう
に考えております。そういったことで、できるだけ経費節減の方に努めたいというふう

に考えております。

それから、低公害車の物につきましても、最近出ておりますエコ車、いわゆる環境に優しいのはもちろんですけど、ガソリン車と、あるいは電気車を組み合わせたようなハイブリッドカー、これにつきましては、非常に燃費等も1キロ当たり30キロというようなデータ等も出ておりますので、そういったこともあわせまして、一応切りかえをしていきたいというふうに考えております。

これにつきましては、国あるいは県等も非常に力を入れておりまして、補助金あるいは起債等の対応がなされております。今回の補正予算につきましても、歳入の方で、起債等の歳入額を340万ほど歳入で上げさせていただいております。当然残りにつきましても、残りが単費となるわけですけど、その340万につきましては分割払いというような形になろうかと思えます。よろしく願いいたします。

議長（岩崎 三次君）

ほかに。青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

これまででしたら、市長公用車買いかえとかいう形でこの費目に上がると思うんですけども、今回、低公害車買いかえというような形になってますので、もう少し明確に、皆さんにわかるようにしていただけたらなということで質疑をしております。

議長（岩崎 三次君）

ほかに質疑ありませんか。

議員（9番 青木 孝子君）

その点でどうなんでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

答弁要ります。牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

この市長がお使いになるということの時期がちょっとおくれまして、非常にこれ出すまでに時間がかかったということで、申しわけございませんでした。その点については、また十分検討していきたいというふうに思っております。

議長（岩崎 三次君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております補正予算5件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

.....

日程第 7 . 第 5 3 号議案

日程第 8 . 第 5 7 号議案

日程第 9 . 第 5 9 号議案

日程第 1 0 . 第 6 0 号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第7、第53号議案から日程第10、第60号議案までの条例改正4件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

第8、第57号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問をいたします。

市長の提案のときには、これ地方税法の改正によるものということで、その内容が4点の改正、そして総額で3,800万円の税収見込みということは言われまして、審議をお願いしますということだったんですが、その4点の改正への増減の内訳を教えてください。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

お答えさせていただきます。

65歳以上の公的年金、これ17万円の控除の廃止ということでございます、これで約6,000万円の増を見ております。2番目の給与所得特別控除2万円の廃止、これに伴いまして420万円の増でございます。3番目の専従者給与者の専従の廃止ということで700万円の減。分離長期譲渡所得のことにしまして1,500万円の減でございます。差し引きいたしまして3,800万円の増ということでございます。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

今重要なこと言われたと思うんですね。65歳以上の年金の控除の廃止、17万円の廃止ですね。これ中間市に該当される方で、どのくらいいるんですか、人数でお願いします。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

3,220人程度の方でございます。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

3,200人ぐらいがこの控除の分廃止になって、6,000万円の増額ですよ。ということ、単純に考えまして、その3,200人が6,000万円を負担するというふうに考えていいということですか。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

そういうことになります。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

1人当たりに直すと幾らになりますか。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

1万7,000円程度になると思います。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

もう一度確認しますけども、中間市内に住む65歳以上の約3,200人が、年に大体1万7,000円以上の国民健康保険税の増税になるということですね。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

はい、そうでございます。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

同じく57号に関する質問を別の角度からします。それは、議会運営委員会にかかわるもの、国民健康保険の協議会にかかわるもの、そういった側面をとらえながら質問をしていきたいというふうに思います。

まず、57号議案につきましては、このA4判で1ページ半にわたって内容が書かれておりますね。これを読んでみますと、まるでお坊さんがお経を読み上げる、その文言よりももっと難解な内容になっておるわけですね。第何条第何項という文言が羅列してあるだけの話ですよ。今、山本貴雅議員が質問して、答弁なされた、そういう内容は、まるでこっからは推しはかることができない、そういうものになっておるわけですね。

市長の提案理由の説明がありましたね。これは、条例案の約3分の1ぐらいの字数でもって説明をされておる。先ほどの質問でおわかりのように、改正点は4項目、その項目だけを市長は説明された。そして最後に、3,000数百万円の増収になるということで結ばれておるんですよ。これ聞き方によれば、この増収はどこから出てくるのか、国の法律の改正によってこれだけの増収があるんだから、国によってその増収財源が補償されるものというふうな曲解を招く説明なんですよ。実際はそうじゃないでしょう。市民の皆さん方が増収を受けて、そのお金が3,800万、こういうことになるわけですね。これほとんど提案理由の説明、それと条例から推しはかることはできないわけですね。この二つの文書説明と、この提案文書を読んでみて、今部長が、総務部長が報告されたような内容がわかりますか、市長自身が、どうですか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

理解いたしております。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

それは、あなた長いこと議員やられておった。突然こういう提案をされて、その文書、中身の文書を読んだだけで理解できますか。あなた、もう今現在市長ですからね、部下からいろいろ報告を受ける、そして提案理由の説明も、あなたが書いたか、どなたが書いたか知らん、書いてもらう。その中の応答のやりとりで、ああこの条例改正案はこういうものだなという理解はできるにしても、議員の立場から、我々は一編の文書をもらっただけですよ。何の説明も受けてない。これわかりますか、あなたがまだ議員をやっておった当時の話を聞いておるんですよ。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

そういう議論を今度の委員会で議論をしていただきたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

議論をだからやっとなんですよ、質問という形でね。これ即決なんですよ。もうきょうしか聞く機会はないんです。これ付託なら、委員会でいろいろ質問を展開して、事の内容がわかる。ところが、残念ながら、これ付託事項になってないんですよ。即決なんですよ。なぜ即決になったのか。それは、議長やら、それから議会運営委員の議員の皆さん方も、

恐らく市民にとってこれだけの負担増になるという、その中身がよく認識できなかったのではないのでしょうか。当局から詳しい報告も恐らくなかったんじゃないですか、議運では。議運で項目の説明程度はあります、局長から。こんな詳しい説明はなかった。ということは、議会にも通じてなかった、この中身は。だから、ありきたりな国の法律の改正によって、中間市もそれに従って条例を変えるんだという安易な認識のもとに、こりゃまあ即決だなということになったのではなかろうかというふうに思うわけですよ。この中身がわかっておれば、これは即決なんてことはならなかった。この責任は大体だれがとってもらえるんですか。それだけ議会に対する認識を与えなかった、あなた方は。だから、今後に問題残すんですよ。

そこで、市長、国民負担がよく、市民の負担がよく理解できないままに提案されるということはよくない。だから、よその自治体では、別に資料を添付して提案されておるんですよ。これぐらいの努力はしてもらわなくちゃならんと思うんですが、市長の見解をお尋ねします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今後はそういった方向で検討させていただきたいと思ってます。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

続きでやらせてもらいますがね。今度は協議会にかかわる問題で質問させていただきますがね。総務課長にお尋ねしますが、この国の法案の改正の文書は、受け取ったのはいつでしょうか。そしてまた、この法案の内容を理解されて、ああこんなもんだなということで大まかにつかまれた時期はいつなのか、これを税務課長にお尋ねします。

議長（岩崎 三次君）

中野税務課長。

税務課長（中野 諭君）

お答えいたします。

国から国保税条例の一部改正についてということで正式に文書が届いたのは、14年8月の22日でございます。その前に8月の16日に、県、地方課税制係長より各市町村国保税担当課長あてということで、8月15日夜9時9分にファックスで送信されたものが、16日にこちらの方で受け取っております。22日に正式な文書を受け取りましたけれども、28日の日には、さらに27日の午後8時9分に一部改正の訂正についてという文書が送られてきております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

同じ質問を国保担当の課長にお尋ねしたいんですが。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

私の方にはもちろん通知はありませんので、税務課長より連絡を受けました。それは、多分2回目の運営協議会、もしくは3回目の運営協議会のことだったと思いますので、8月か9月に、そういうことで、この控除部分が廃止されるので増収になるという話は伺いました、そのときにです。具体的な金額等については、11月の中旬やったかと思いません。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

そうすると、国民健康保険運営協議会、これが最初に開かれたのは10月の20日過ぎですよね。国保の課長、そうでしょう。10月の20日過ぎ。（「10月の24日です」の声あり）24日ですか。なら、24日までには税務課でも国保の方でも、大体この改正案の内容はつかまれておった。その内容を協議会に、これこれのものが市独自の諮問も、国保条例の改正の諮問もあります、国からの条例改正はこれこれのものでございますという報告を、その協議会の中でされましたか。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

まず、3回目並びに4回目にはちゃんと行っております。そういうものを加味して、当初の提案の改定額を3,000円ほど引き下げて7,000円という額を最終的に提案させていただきました。その中に、当然この基礎控除の廃止に伴う増収部分並びに老人保健拠出金による財政効果、そういうもろもろの条件、また、一般会計から赤字解消期間に限って3,000万の繰り入れを行う、もろもろの条件を述べまして改正額を下げた。一つの要因は、この基礎控除の廃止ということもあったわけですが、先ほど言いましたように、その時点では、まだ電算を使った試算ができておりません。見込みとしては2,000万程度ではないか、これは私の勝手な判断でありますけれども、そういうものをもろもろ入れて改定額を引き下げた、そういう経緯がございます。

議員（24番 杉原 茂雄君）

動議、休憩動議。3名以上の議員の同意を得まして、休憩動議をします。動議優先です

よ、3名以上だったら。必ず守らな。ちゃんと採決してください。休憩するかどうかの採決。

議長（岩崎 三次君）

ただいま杉原議員の方から、所定の2名の賛同ということで休憩動議が出ておりますが、この休憩に賛成の方の起立を願います。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立多数でございます。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時 分休憩

.....

午後2時58分再開

議長（岩崎 三次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。杉原茂雄議員。

議員（24番 杉原 茂雄君）

57号の保険税条例の一部を改正する条例の、これは法律の改正に伴って自動的にというか、条例を整備、改正するという提案と受けとめておるわけですね。内容的にはいろいろな見解が分かれるところでしょうけども、それはそれとして、この法律がもう確定してる。この条例案を決めるのは本議会の意思によると。仮に多数の意思が否決という、ノーという判断を示したときに、執行部としては、市長としては、どうこれに対して対応するのか、取り扱うのか、その見解というか、どう理解を我々したらいいのか。その場合ですね。そこらあたりの法と条例との関係における関係性について、明確に所見を伺いたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

いわゆる上位法といいますか、国が決めた法律に触れた議決をした場合は、再議に付す流れ、そういう方法もあります。その中身は、知事に審査申し立てとか、そういう方法もございます。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

なおかつノーという意思表示をする場合はどうなるんですか。つまり、法は確定をして、それを執行しなさいと。具体的な施行に対することは条例で定めなさいと。にもかかわら

ず、議会の多数の意思がノーと。再議をしようとするか、何をするか、ノーだとした場合は、どちらが優先するのでしょうか、もしくは優先をしない、そこらあたりの法解釈というか、見解を明確にしとかないかんといいふうに思いますね。

議長（岩崎 三次君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

ただいまのご質問にお答えします。

結論から申しますと、最終的には裁判による確定ということになるかと思いますが、先ほど市長が答弁いたしましたことにつけ加えますと、まず今回これが否決になりますと、再度、地方自治法の176条の4項の規定で、理由を付して再議に付すことになります。そこでまた否決されれば、知事に対して知事裁決を求める申し立てを行います。それでも確定しない場合は、さっき申しましたように、出訴しまして、裁判による確定という形になります。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

先ほど健康増進課長の方から、国民健康保険運営協議会の3回目のときに、この内容についての報告をしたという話がありました。しかし、そのとき聞いた内容は、医療改定に伴って四、五千万円の増収が見込めるということです。普通それを聞けば、10月に高齢者医療が上がっております、また、来年4月からは定年退職になった人たちの国保にかかわる退職者医療が2割から3割に上がると、そういったものを考えるんですね。ですから、確かにそれは四、五千万円増収になるかもわからないけれど、そこで医療負担、そしてさらには、そのことによる受診抑制が起こって、将来さらに病気が重症化して医療費がかさむことになるのではないかと私が質問したのですが、そこら辺は健康増進課長、どのように記憶されておりますか。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

先ほども言いましたように、この具体的な金額についてはわかりませんでした。地方税法改正によって増収が見込めるということは税務課長より連絡を受けておりましたし、ご存じのように、税務課長も運協の中には同席いたしております、このことに触れてないということはありません。

その説明の中に、数千万の要するに財政効果が見込めるという中に、地方税法改正による増収、主には老人保健拠出金を中心とする医療制度の改正に伴う財政効果、増収分、い

ずれにしましても、要するに見込みでありました。先ほど言いましたように、最終的に金額が私の方に届きましたのは、11月中旬ぐらいであったかと思います。しかし、その分を全く運営協議会の中に出してないということではありません。そういう地方税法改正による増収並びに医療制度改革による増収で説明ではさせていただいております。ただし、金額については把握しておりませんでしたので、あわせてそういう金額ということで、8,500万程度の増収の見込める7,000円という数字に落ちつかせていただいたというふうに記憶しております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

先ほど休憩時間に、国保の運営協議会に参加されている委員の皆さんにも私聞いてみたんですけど、今回57号議案で提出されているような内容での説明とは全く思っていないですね、皆さん。ですから、ただ単に医療改定というだけで、それできているから、恐らく国保の運営協議会参加された皆さんも、このことで説明受けたなと思ってる人は1人もいないと思いますが、そういう中で決められたということですね、今回答申が出たということについて、全然担当課としては問題ないと考えておられますか。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

だから、そういう具体的な金額もわかった時点で答申を受けました。しかし、この答申の趣旨というのは、ご存じのように、もう既に累積赤字が2億を超えておりますし、私どもの12月の補正予算の段階では、3億3,000万という累積赤字になっておりますし、来年度この増収を見込んだ上で国保の概算要求やってるわけですけども、それでも1億4,000万ぐらいの歳入欠陥が見込まれております。どうしてもこのまま赤字を垂れ流すということは、市の実施主体の国民健康保険事業ですので、最終的には皆さんの血税をもって、これを補っていくという方法しか残されなくなるわけではありますが、国民健康保険は加入者が37%以上おられるとはいえ、一つの保険事業でありますので、際限なく一般会計からの税金を投入できない。だから、これぐらいの改定はやむを得ないだろうという答申が主な趣旨であります。

金額につきましては、先ほど言いましたように、まだ確定してない要素が随分あります。そういうもろもろの状況を市長に進言し、協議した結果、答申としては、15年4月1日からの改定ということで、本12月議会に上程する予定でありましたけれども、しばらくそういった数字とか、その後の医療制度改革に伴う医療抑制といいますが、そういう診療結果、医療費の状況等を見まして、下げられるものなら少しでも下げるといふ努力をすべきじゃないかということで、本議会への上程を見送ってるという状況があります。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

市長にお尋ねしますが、今質疑、応答されておるような状況のもとで、あなたが国民健康保険運営協議会に諮問された市独自の1世帯平均1万円何々とする増額、増税、この答申が行われました。しかし、今言った状況もあって、これを12月議会に提案することについては見送られておると、具体的に提案されてませんからね。そうしますと、答申は受けておるんですよ。この答申は、運営協議会が開かれない限り、ずっと生きてくるんです。そうすると、この12月議会に上程されようとしておったこの議案そのものは、今後どういうふう処理されていくのかお尋ねしたいと思いますが。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

提案時にも申し上げましたように、これからの流れですか、動向、これを見て、この問題については再度議論をしたいと、そういうふう考えておりますし、そういう気持ちで提案をさせていただきました。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

今後の流れ、どういう流れになるんだろうかということなんですけどね。具体的には、社会保障だけで3兆円の超える負担増が、もう来年度からメジロ押しにやられてくる。その計画が実行されていくんですよ、国の方ではですね。そうなってくると、小泉政権の構造改革なるものは、個人消費と、それから中小企業という日本経済の土台であって、しかも主役でもある、そういうものを破壊していく。まさに亡国の政治と言わなければならない状況が、国民にさらに痛みとしてかぶってくるということは今後続くわけです。

そういう状況の中で、しっかり市民の生活状況、痛みの状況、それは市独自が与える痛みも多少ありましようけども、多くは国が与える痛みですよ。こういう中で呻吟している市民の皆さん方の生活状態をしっかり把握して、今後の、今棚上げにされておる上程案については考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

予測をするということは極めて難しい状況ですけれども、そういうことでこういう状況になったわけございまして、いましばらくその結果を見て、今後また相談をさせていただきたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第57号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の民生経済委員会に付託いたします。

次に、ただいま議題となっております条例改正3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより条例改正3件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第53号議案中間市出張所設置条例及び中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

.....

日程第11．第54号議案

日程第12．第55号議案

日程第13．第58号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第11、第54号議案から日程第13、第58号議案までの条例改正3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正3件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務文教委員会に付託いたします。

.....

日程第14 . 第56号議案

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第14、第56号議案の条例廃止を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第56号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

討論なしと認めます。

これより第56号議案を起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

.....

日程第15 . 第61号議案

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第15、第61号議案の条例制定を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第61号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務文教委員会に付託いたします。

.....

日程第16.第62号議案

日程第17.第63号議案

日程第18.第64号議案

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第16、第62号議案から日程第18、第64号議案までの3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第62号議案から第64号議案までの3件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

討論なしと認めます。

これより順次採決いたします。

議題のうち、まず第62号議案福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減についてを起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第63号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減についてを起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第64号議案福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減についてを起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

.....

日程第19・請願第4号

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第19、請願第4号特定地域開発就労事業に関する請願を議題といたします。趣旨の説明を求めます。久好勝利君。

議員(10番 久好 勝利君)

特定地域開発就労事業に関する請願について趣旨説明を行います。

請願の趣旨は、特定地域開発就労事業を今年度で打ち切らず、来年度以降も引き続き存続・活用を求めるものであります。

旧産炭地域に対する国の失業対策事業、就労事業の活用が、自主財源の乏しい旧産炭地域において、雇用の拡大、地域環境や産業基盤の整備など、大変重要な役割を果たしてきました。これは中間市においても、そのまま当てはまることであります。

この事業が今年度末をもって打ち切りとなれば、不況の中で、市内における道路、側溝等の整備事業が削減され、土木、建設事業者の仕事量も減少することから、新たな多数の失業者を生み出し、経済の疲弊につながることは目に見えています。

特定地域開発就労事業を引き続き存続・活用するための意見書を国に上げるため、請願にご賛同いただきますよう、よろしく願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

議長(岩崎 三次君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

討論なしと認めます。

これより請願第4号特定地域開発就労事業に関する請願を起立により採決いたします。
本件は採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、請願第4号は採択することに決しました。

.....

日程第20. 請願第5号

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第20、請願第5号国民健康保険税引き上げの中止を求める請願を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。久好勝利君。

議員(10番 久好 勝利君)

国民健康保険税引き上げの中心を求める請願の趣旨説明を行います。

平成14年度第1回国民健康保険運営協議会が7月11日に開催されました。担当課から前年度の国民健康保険事業の決算状況が説明され、その後で、平成10年度から赤字が続き、累積赤字が2億円近くなっているが、平成13年度から5年間で赤字を解消する計画を県の指導を受けて厚生労働省に提出している。その内容は、保険税収納率の向上、保険税率の改定、一般会計からの繰り入れ、このようなもので、近く税率改定について、市長が国民健康保険運営協議会に諮問するとのことでした。

8月22日、第2回国民健康保険運営協議会が開かれ、市長から保険税率改定に向けた諮問がありました。担当課から、今回の引き上げは、所得割の11%は県下で最高なので、これは扱えない。平等割と均等割の応益部分を引き上げ、引き上げ総額が1億円以上になるようにしたいとのことでした。

途中、9月議会を挟んで、10月3日に第3回国民健康保険運営協議会が開かれました。担当課の意向としては、12月議会に間に合うように答申の取りまとめをしたいとのことでしたが、答申をまとめるには出席者が少ないとのこと、答申は次回となりました。

10月24日、第4回国民健康保険運営協議会が開かれ、今までの議論を受けて、担当課は世帯ごとにかかる平等割を3,000円引き上げ、被保険者一人一人にかかる均等割を4,000円引き上げて、引き上げ総額8,500万円を提示しました。

これに反対したのは、公益代表として議会から選出されている共産党の委員だけで、他

のすべての委員がやむを得ないなどと了承したことにより、担当課の提案した内容の答申が市長に提出されたところであります。

12月議会に間に合うようにと、急いで答申を取りまとめたにもかかわらず、今回、市長から保険税引き上げの提案はありませんでしたが、赤字解消5カ年計画に基づいて、保険税引き上げの答申を得ていることですから、市長はいつでも保険税引き上げを提案することができます。

答申の内容は、平等割と均等割の引き上げで、引き上げによる負担は所得の低い世帯にかぶせられます。

医療制度の改悪によって病院窓口での負担がふえる中、介護保険料と利用料の引き上げ、さらには年金の引き下げも実施されようとしています。

長引く不況で市民生活は深刻です。これ以上の負担増は、ますます病院にかかれない人をふやし、病気の重症化を招きます。また、払いたくても払えないほど高い国保税が滞納世帯をつくってきました。これ以上の国保税の引き上げは、医療費と滞納をさらに増大させることとなります。

国保財政改善のためには、医療保険への国庫負担をふやすことと、予防医療、老人保健事業の充実によって、市民の健康を守り、医療費を引き下げることなどありますが、当面は一般会計からの繰り入れや、市立病院で使う薬をジェネリック医薬品、後発医薬品へ積極的に切りかえて医療費を減らすなど、行政努力が求められます。

請願は、市民の暮らしと健康を守るために、国民健康保険税の引き上げをしないことを求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第5号は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の民生経済委員会に付託いたします。

.....

日程第21・請願第6号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第21、請願第6号精神障害者活動拠点（コロニー）の建設に対する請願を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については趣旨の説明を省略することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

異議なしと認めます。よって、本請願については趣旨の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第6号は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の民生経済委員会に付託いたします。

.....

日程第22. 会議録署名議員の指名

議長(岩崎 三次君)

これより日程第22、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において宮下寛君及び岩崎悟君を指名いたします。

.....

議長(岩崎 三次君)

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後3時25分散会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 岩 崎 三 次

議 員 宮 下 寛

議 員 岩 崎 悟